議事録

件名: 契約監視委員会(2017年度第3回)

日時: 2017年12月11日 (月曜日) 14:00~16:00

場所: JICA 本部役員会議室

委員長 不破 邦俊 公認会計士 委員:関口 典子 公認会計士

木村 琢麿 千葉大学大学院専門法務研究科(教授)

中久保 満昭 あさひ法律事務所(弁護士)

乾 英二 国際協力機構 監事

JICA: 加藤理事、調達部(事務局)藤谷部長他数名

総務部、企画部、社会基盤・平和構築部、地球環境部、中南米部、JICA 中部、JICA 横浜、国内事業部、東南アジア・大洋州部、広報室、JICA 九州、JICA 筑波、JICA 北海道(帯広)、JICA 沖縄、管理部および人間開発部 各数名

議題: 1. 2016 及び 2017 年度 2 回連続一者応札・応募契約に係るテーマ別点検・・資料 1

2. 2016 及び 2017 年度参加意思確認公募契約に係る個別点検・・・・・・資料 2

議事概要:

JICA:

お待たせいたしました。それでは定刻となりましたので、2017 年度第 3 回契約監視委員会を始めさせていただきます。

まずは、10月1日付で本部契約担当役の交代があり、加藤 正明理事が着任いたしておりますので、簡単にご挨拶をさせていただければと存じます。

加藤理事:

今ご紹介いただきました加藤でございます。本年 10 月より神崎に代わりまして、こちらの契約監視委員会に関しましても担当させていただきます。

やはり、契約ですので、透明性・公平性、あるいは競争性、それに迅速性も加えまして、 実施して行かなくてならないと考えております。今回初めての委員会への出席になります が、先生方の忌憚のないご意見をよろしくお願いいたします。

JICA:

それでは、議事の方に移らせていただきます。

本日の議事は3つほどございまして、お手元の資料にございますとおり、第一に、2016 及び 2017 年度 2 回連続一者応札・応募契約に係るテーマ別点検ということで、テーマ別に 事務局の方からまずご説明させていただきます。

第二番目が、2016 及び 2017 年度参加意思確認公募契約に係る個別点検ということであり

ます。

第三番目は、2017 年度上半期契約実績につきまして、事務局よりご報告させていただきます。

1. 2016 及び 2017 年度 2 回連続一者応札・応募契約に係るテーマ別点検

本委員会における点検対象契約5テーマ20件(別添資料1参照)の点検結果及び質疑 応答は以下のとおり。

No.1 テーマ「事業支援(一般業務支援)」

- 1.-1 2017-2021 年度課題支援業務(自然環境保全分野)
- 1.-2 2017-2021 年度課題支援業務(水資源・防災分野)
- 1.-3 2017-2019 年度日系社会次世代育成研修(中学生招へいプログラム)にかかる運 営管理業務
- 1.-4 2017 年度社会還元オリエンテーション及び JICA ボランティア帰国報告会運営事務局業務
- 1.-5 2017-2020 年度研修員等に係る航空券手配及び送迎に関する業務委託 その1(島 嶼部東南アジア地域・大洋州地域)(単価契約)
- 1.-6 2017-2020 年度研修員等に係る航空券手配及び送迎に関する業務委託 その 4 (中 南米地域) (単価契約)
- 1.-7 2017 年-2020 年度研修員等に係る航空券手配及び送迎に関する業務委託 その 5 (アフリカ地域・中東地域・欧州地域)(単価契約)

JICA:

事業支援(一般業務支援)ということで、いわゆる一般的な、事務的業務に対してのサポートにかかる契約でございます。基本的には、いずれも業務委託契約で、7件ございました。このうちの最初の2件(1.-1 および2)ですね。課題支援業務の自然環境保全分野、それから水資源・防災分野というこの2件に関しましては、課題の担当部署においてさまざまな会議設定等の事務作業を請け負うものでございまして、若干の専門的知識を有する人員の配置は求めてはいるものの、高い専門能力を求めるものではございませんし、実際に、この1.-1 の案件に関しては、2回連続一者ではあるものの、受注者は別の者が受注しているというような状況がございます。

それから 1.-3 に関しましては、日系人の中学生が対象になっていること、1.-4 に関しましては、在外派遣中の帰国前の青年海外協力隊員との連絡調整など、ある程度、慣れがあったほうがよいと思われるものは、業務としてはございますけれども、これも特筆するような専門能力を求めるものではございません。

1.-3 の契約に関して、契約金額が 2014 年度のものと 2017 年度のもので大幅に拡大して ございますけれども、来日する研修員に対しての支払い代行業務を含めたことによりまし

てのその預け金、あるいは宿泊代を契約の中に入れ込んだということが、この契約金額が 膨らんでいる理由でございまして、受注者に対しての支払い自体が増額されたということ によるものではございませんので、その点あらかじめ補足をさせていただきます。

それから 1.-5~7 に関して、これも単なるチケットを手配するということだけではなくて、それに加えて来日時・帰国時の乗継便での遅延等によるトラブルなどがあった場合のそのフォローも、業務として求められていますけれども、旅行代理店としての経験を有していれば決してできない業務ではないと考えてございます。そういったところですので、この7つの契約いずれも、潜在的には業務実施可能な相手は、ある程度数存在すると思われます。

他方、それにもかかわらず、こうやって一者応札が連続しているわけですけれども、こ の担当部署のほうで、それぞれ関心表明を出したものの応札しなかった、あるいは説明会 には来たけれども応札しなかったといった者に、ヒアリングを実施してきております。そ こからある程度見えてきますのが、今、日本全体として人手不足ということが言われてい る中で、必ずしも慣れていない新たな業務に対して受注できるかどうか定かでない中で、 あえてリスクを犯して取りにいこうという意欲があまり強くないということも、影響して いるのではないかと感じるところがございます。ただ潜在的な応札者は、先ほど来申し上 げておりますように、一定数いるというところもございます。こういった方々への働きか け、具体的には説明会の開催、あるいは意見招請の実施、あるいはその業務指示書の記述 についても、できるだけ具体的、詳細に記述していくということを行いつつ、その指示書 の中でも、専門的能力をあまり強調しないということで、今後も進めてまいりたいと思い ます。また、この公示を見たその潜在的な応札者が、十分準備の期間が取れるように、あ るいはそのための期間を長く取る、あるいはできるだけ早く準備ができるように、広告に ついてもできるだけ早めに実施するといったことも、引き続き展開をしていきたいと考え ておりますので、こういった取り組みを強化しながら、潜在的応札者の掘り起こしに引き 続き努めてまいりたいと考えているところでございます。

委員:

はい、ありがとうございます。

それじゃあこの項目で、1.-1から7の業務にご質問があればお願いします。

委員:

せっかくまとめていただいたということであれば、それに関してなんですが、契約件名は、例えば No.1 であれば、課題支援業務というようなネーミングですよね。

むしろ実態としては、今回まとめていただいたように、一般業務支援というカテゴリーなのでしょうが、このへんは外には出てないネーミングというわけですね。

はい、そうですね。

必ずしもそのネーミングとして、この一般業務支援ということを使っているということではございません。

委員:

確かに他の専門的なものとの線引きは難しいのでしょうけど、一般業務支援というネーミングがもっと表に出れば、誰でもできるのだという印象を与えることはあるのではないのかなと思いますし、逆に課題別であって自然環境保全とか言われたら、やっぱり専門性を持つというふうに感ずるのが自然ですよね。

ですので、こうやってグルーピングしていただいたのであれば、ちょっとネーミングを 考えていただくことを、今後ご検討いただいたほうがいいのではないのかという、そんな 印象を持ちました。

JICA:

ありがとうございます。

委員:

今の委員のご提案と似ているのですけれども、1.-1と2の課題支援業務と、それから 1.-5~7でこの航空券の手配と、明らかに類似性が高いものが、年間今後どういうふうに 出るのかとか。そういった予測性がつきながら、じゃあうちの社はどこにアサインしょうとか、そういうトータル的に人のマネジメントが検討できるような公示の仕方があるのではないか。この業務のうちのここが今年は更新になるとか、そんな形で出てくることが。 特にこの 1.-1 と 2 は、そういった業務ではないのかなと思うので、そういった工夫がされているのであればいいですけど、されてないのであれば検討の余地はあるのではないかなと思います。

JICA:

はい。ご指摘のとおり、コンサルタント契約の場合はプレ公示というものが制度化しています。正式の公示の前に一定期間先立って、予定ではあるけれどもこういう案件が今後出てくるという案内をさせていただいているので、一般契約に関しても同様のことが可能かどうかという点は、検討させていただきたいと思います。

委員:

もう一つ踏み込んで、課題別支援というカテゴリーの中で、どのところが今年は更新である、その更新の契約の応募である。またはその航空券手配業務であれば一斉に入札して

いるのかもしれないですけど、そこらへんが分かるようにしたらいいのではないのかなと 思います。

JICA:

はい、かしこまりました。

先ほどの委員のご提言と併せて、今の委員のお話についても検討させていただきたいと 思います。

委員:

いいですか。

例えばこの 1. - 1 と 2 は、自然環境保全分野、水資源・防災分野とありますけれども、課題支援業務と他の分野も、たぶんあるのですよね。ここに出てこないということは、他の分野ではおそらく競争性が確保されている。これについては、競争性で確保されてない。もしくは 1. -3 に関連し、中学生招聘プログラムは、ここに出てきていて、他の高校生・大学生招へいプログラムについてはここに出てこないので、おそらくこれも競争性が確保されている。ということは、同じ業務であっても、一方では 2 回連続一者、一方ではきちんと複数の応札があると。

となると何かこれ縦で考えないで横串を刺してみて、何かやはりそこに足りないもの、 もしくはもうちょっと検討できるもの、というものがあるような気がするので、一度横断 的に検討していただけないかなと思います。

JICA:

はい。かしこまりました。

おそらく、まず最初の課題支援業務というところに関しましてですけれども、実はこういったその自然環境とか水資源とか、いわゆる環境分野に関する支援業務以外のこの種の支援業務は、全分野まとめて一つの契約として発注を行っております。環境分野に関しては、比較的国際会議とか多くて、それに関する準備のお手伝いとかも含めている関係で、ちょっと取り分けて出しているようなところもございますので、確か、それ以外の課題分野は、ある程度の、規模もございますので、競争性もあったかと思いますけれども。

それから日系社会に関しても、下のほうにも出てくるのですが、日系社会関係のいろんな契約というのも多数ございますので、そのあたりを全体が見えるような出し方というのも考えさせていただきたいと思います。

委員:

最初に出た話にも関係するのですが、例えばこの 1.-2 の案件の業務内容を拝見すると、 5.で「水資源・防災分野課題に関する各種照会に対する情報提供」とあるのですけど、こ の情報提供というのが、業務受託者のほうで何か照会されたことについて、ノウハウも含めて回答しなきゃいけないって趣旨なのか、調査する必要がある事項について、調査して回答すればいいっていうことで、専門性は必要ありませんっていうことなのか、そのあたりのところがちょっと、たぶん分かりにくいかなと思います。少なくとも我々が見たときに分かりにくいですね。そこに専門性があるのであれば、ある程度の専門性が必要ですから違うのだと思いますけど、先ほどの冒頭のご説明だと必要ないのだとすると、もう少し委託しようとしている業務の内容を分かりやすく説明することで解決するのもあるのではないかなというふうに感じています。

それから 1. -3 のところですけど、スペイン語とポルトガル語、その業務責任者と業務従事者両方に求めていたのが、ハードルが高いということで、その部分をどっちか一方でよくしたと。確かにハードル下がっているのですが、そもそもこれ、もともと必要性があるからこの要件を設定していたと思うので、どちらか一方でよいって、ハードルを下げることに目的ありきじゃなくて、そもそも業務責任者と業務従事者ってそれぞれ何人で、どちらがポルトガル語・スペイン語の語学能力要求されるのか。それがどうしても必要な要件なのであれば、それは競争性を確保することに優先して、この条件ははずせませんっていう検討もありうるのかもしれない。そのへんのところが、ちょっとその検討過程が、ヒアリングかけたらこれがハードル高かったので下げましたっていうだけではなく、もともと設定していた条件が、実はその業務の必要性に照らすと必要ないものが含まれていましたっていうところの説明が必要だと思います。

例えば、業務責任者のほうはいりませんとか、業務従事者のほうは現場でいろいろ対象者と接するから語学力が必要なのですということ。そのへんの検討過程が、契約監視委員会に出すものとしては、競争性確保できればいいのだということになっていないかというのが、ちょっと気になって。それが2点目です。

あと、これ全体一括審議なので、いろいろ飛び飛びで申し上げて申し訳ないのですが、この 1.-1の「一者応札・応募となった理由」について、本契約は約4年半の長期契約ってありますけど、金額的には 1 億 7 千万の案件で、そうボリュームが小さな案件じゃないと思うのですけど、まとめたほうが競争性確保できるのではないかっていう案件と、切り分けたほうがいいのではないかっていう案件とが、ここでもよく出てくるのです。

これ、4年半の長期契約ですっていうことが、なんか必然性のある理由があるのか。4年半はちょっと人員確保が難しいですって言っている人がいるっていうことからすると、ボリューム分けることのデメリットがどういうところがあるのか、そのへんのご説明もいただけるとありがたいなと、そんなふうに感じました。

JICA:

では今の、ちょっと委員のご質問に関しては、それぞれ担当部署のほうから、説明をお願いしたいと思います。

では1点目の、専門性をどれだけ求めるかという点について、地球環境部より回答させていただきます。

ご指摘いただいた水資源分野の課題支援業務のところですけれども、実際には、情報整備支援スタッフと事務スタッフの混合グループで業務をしております。ただ、その情報整備支援業務では、専門知識が必要となるのですけれども、それは水資源・防災について、JICA 事業等を受注しているコンサルタント等であれば、対応できる程度というようなものです。水資源・防災分野で対応いただいているコンサルタント企業は10社以上ありますので、そういったコンサルタントであれば特段問題なく対応いただける業務であると考えております。

JICA:

ちょっと補足説明させていただきます。

課題部は課題5部ありますけれども、その課題5部でそれぞれのナレッジマネジメントといって、開発の課題ごとに知見を蓄積しています。それは、我々が協力した案件の実績だけではなくて、国際会議の結果であるとか、援助潮流の中でどういう議論がされているかとか、いろんなさまざまな情報を蓄積し、我々の業務に活用していこうと。それを、この契約の中ではそれらの情報を、国際会議での情報分・検討分も含めて、まとめて記録してもらうと、蓄積してもらって共有してもらうことであることと、それに必要な会議の招集とか、ある程度の通常の会議とかの段取りとか含めてやっているのですが、その内容としては、そういう事務局的なさまざまな会議のアレンジであるとか、会議に参加する人たちに対しての手当ての支払いとかをやっていただく部分と、その専門的な情報を蓄積していただく部分があって、先ほど説明がありましたように、この二つ目の部分は、必ずしも特別な専門性を必要としているわけではなく、一般的にその分野での活動経験がある方であればできる。

ただ、この契約は、基本的にはそういう方たちと一般事務を行われる方との構成で出してくださいというのが条件になっているということで、広く競争は成り立つということでありますし、それほど特別な知識を、大学の研究室レベルの知識を必要としているというわけではないので、そういうふうな競争が成り立つということです。

委員:

それで、その今の点とここの業務内容の説明が符合しているのかどうかというところが 関心事ですけどね。要するに、今実態はそういうことだというのが分かりましたけど、こ の公示内容を見た人、つまりこれに応募しようかなと検討するに当たり、これを見たとき に、そこが過不足なく情報として伝わっているのかどうかは、必要ないならいいですけど、 もしあるなら文言に工夫の余地があるのではないかなと、そういう問題意識を持っています。

JICA:

ありがとうございます。ご指摘の点は、もう一度各担当部署と確認させていただきたい と思います。

JICA:

それでは 1. -3 の、日系社会次世代育成研修 (中学生招へい) の件でございますけれども、これ日常生活に支障のない程度の、スペイン語またはポルトガル語能力を求めているということなのですが、この点につきましては必須ではなくて、あれば望ましいということで、加点の項目にしているところです。それぞれの派遣されるチームで中学生が来られる場合に引率者が、基本的には通訳が可能だという方が引率をしますので、日本での受け手のほうはスペイン語またはポルトガル語能力があれば望ましいということでございます。

業務責任者と認定業務従事者の違いですけれども、業務責任者の指示の下において、業務従事者が実施をするということですけど、両名とも人数的にはそう大きな、20人30人を東ねるということではなくて、実態上は非常に近い、来られる中学生たちと接触する立場でございますので、特にこの点については、両方話せれば加点をしますというような仕組みにしているところです。

以上です。

JICA:

加点ということは基本的に、必須とまでは求めてないけれども、できたほうが有利だということでいいですか。

JICA:

はい、そうです。

JICA:

今回の、水資源分野の契約についてなのですけれども、この期間については、基本的に JICA の中期計画の期間が5年間ですので、それに合わせるような形で5年間を設定したい と考えておりました。

他方、丸々5年間と設定いたしますと、やはり年度末、契約・精算業務等が集中いたしますので、丸々5年間ではなくて、若干早められるような形で、約4年半ということで設定しております。

はい。自然環境分野のほうも同様なのですが、契約期間を長くしたほうが競争性が高まるのか否か、との観点については、これまでに関心表明いただいた企業からヒアリング等をした結果では、契約期間が長いほうがより弾力的な要員計画を組みやすいという意見が多かったものですから、中期計画の枠組みの中で、可能な範囲でできるだけ長い契約期間を設定して、今回公示をしたということでございます。

委員:

私からも。1.-5~7の航空券の手配と送迎に関するのが3本あって、「その1」とそれから「その4」「その5」というのがここに上がってきているのですけれども、これは「その2」と「その3」というのがあるはずなので、例えばこれは地域的に、なんていうのか、あまり人気がないっていうのか、応募が少ない案件と、そうじゃない案件では違いがあるのでしょうか。

それからもう一つ。トラブル対策ということが書いてあるのですけれども、こちらも机に乗っかっている資料をちょっと拝見したところ、この1年間でなんか 200 件近いような「来日せず」というのがあるようで、そこらへんがすごく雲がかかっているのかなっていう印象を受けたのですけど、それがこの内容としては、普通の旅行業者であればできるはずだけど、あまり応募が来ないというところになんか関係しているのかなと思ったのですけど、そのへんの実態はどういうふうなんでしょうか。

JICA:

航空券の業務につきましては、全世界から毎年1万人近くの途上国の行政官が日本に来るわけですけれども、その皆さんの切符の手配と、それから日本の空港から宿泊場所への送迎のアレンジということをやっております。

平成 24 年度から、世界を 5 地域に区分いたしまして、契約をやらせていただいておりまして、24 年度 25 年度につきましては、それぞれ三者応募とか二者応募ということで、この競争性は成り立っておりました。他方で、26 年度から二者応募が 2 地域だけになって、今回は一者応募が多くなってしまったというような状況になっております。

中身を伺ってみますと、やはりアジアの近くで、乗継ぎがないところにつきましては比較的やりやすいけれども、それ以外の乗継ぎが必要なところにつきましては非常にリスクがあるという声もありました。私どもとして前年の調査結果でどれぐらいのリスクが発生したのかということは取付けてやったわけですが、それでもなお日本のエージェントさんの場合、基本的には日本人が外国に行くアレンジということでございますので、アウトバウンドはお得意なのですけれども、インバウンドに精通しているところがそんなにあるわけでも必ずしもないというところもあり、非常にリスクを考えられたというふうに伺っています。

一方でこれまで、大手の旅行代理店はあまり受注いただいてなく、理由を聞いてみますと細切れになっているがゆえにややスケールメリットがないというようなお話が一つと、もう一つは当初は2年区切りというようなことでやっていたのですけれども、若干長くしましたということが一つ。他方で、契約交渉第1順位が決まってから実際の契約業務が始まるまでの期間が比較的短いことも要因でありますというようなことを伺っておりますので、今後といたしましては、契約終了を待つのではなく契約途中から意見招請をしながら、まとめたほうがいいのか、改めてじっくり確認した上で、次回のご契約に備えていきたいと思っています。以上でございます。

委員:

ありがとうございます。

一つ今の関連なのですけど、トラブルが起こったときに旅行業者としては余分に手数がかかると思うのですけども、それは当初の設定している1件幾らの中でカバーするというアイディアで、ということはそれに対しても補償自体はないのでしょうか。

JICA:

基本的にはそういう形にはなっております。

委員:

そうすると、トラブルの件数がすごく多いとなんていうかこう受けにくいっていうか、 採算取りにくいっていうようなこともやっぱり心配されているのかなと思うのですけど。

JICA:

はい、おっしゃる通りでございます。

委員:

分かりました。ありがとうございます。

委員:

聞き出すときりがないのですけど、今の 1.-5~7ですが、思いつきで一言申しますと、確かに日本の旅行会社に頼むとなかなか難しいのだと思います。だとすれば、現地の旅行会社とか団体とかいろいろな可能性があるのではないかと思うのですが、そういう方向はありえないのですか。

JICA:

ありがとうございます。

一時そういう検討もさせていただいておりました。一方で、研修のやり方といたしまし

て、一つのコースに例えば 10 ヶ国から 1 名ずつ集まってコースを運営するというような形になっておりますので、来日日がずれてしまったりすると運営に支障が生じてしまうというようなところがあります。例えばインドネシアとタイとマレーシアとそれぞれのローカルで契約するっていうのもあり得るのですけれども、結果として一緒に来日日が合わせられなくなってしまうというようなこともありましたので、やはり日本のエージェントに一括してやってもらったほうがよいのではないかということで、今のような形にさせていただいております。

委員:

他にないでしょうか。本件は委員のほうから幾つか注文がありました。 それをよろしくお願いいたします。

No. 2 事業支援(専門人材を要する業務支援)

- 2.-1 2017-2018 年度日越大学構想に係る JICA 国内事務局支援業務
- 2.-2 2017-2020 年度森林・自然環境保全分野におけるリモートセンシング・GIS の活用に係る技術課題解決支援業務

委員:

では、次の No.2 のこの事業支援(専門人材を要する業務支援)ということで2件あります。

JICA:

ではテーマの2番目のほうの説明に移らせていただきます。

こちらのほうは今回2件ございますけれども、専門人材を要する業務支援ということで、 もともと必要とされるレベルの専門人材を有する者というのが一者というわけではないと しても、あまり多いわけではないということが想定されるといった点での特徴がございま す。

2.-1 日越大学に関して、これ日本とベトナム両国政府のハイレベルの多数の関係者の支援がある中で進められております大学案件、高等教育案件ということでもございまして、 過去の経緯に関しての情報を有していることが望ましいというところはございます。

ただ、それがなければいけないということでは必ずしもございませんし、そういうふうにしてしまうと応札できる者が極めて限られてしまうという点もございますので、一応今回も必要な情報は JICA から提供するということで公示を進めてまいりましたが、結果的には一者ということになってしまったところでございます。

それから、2.-2 に関しては実は前々回の委員会でも取り上げさせていただいておりまし

て、その際には複数年度契約にすることで規模を大きくして受注メリットを高めるということで対策を説明させていただき、その通りやってみましたが、残念ながら結果としては一者応札が変わらなかったというところでございます。いずれも応札の障害となりそうな条件を緩和できるかどうかといったところを細かく慎重に見ながら緩和できるものは緩和していったわけですけど、結果としては一者応札が続いたということですので、今後ともできるだけその可能性のありそうな者に対しての応募勧奨といったところを、あるいは意見招請といったところを丁寧に進めていくこと、あるいは既往案件の経緯を事前にも十分説明するような機会を設けることといった対策を打つことで競争の可能性を高めたいと考えております。

委員:

この件について、ご質問ございますか。

委員:

よろしいですか。すみません。

日越大学はかなり大きい契約で前回も全体のスキームを教えていただいたのですけど、 今回は前回話していた国内の有識者会議や幹事大学との関係っていうのはどういった関係 になるのですかね。その国内事務局の下にこれが付いているという感じですか。 JICA:

我々が国内事務局ですから、大学やいろんな有識者の先生方が上におられるという形ですね。事務局はあくまでも両者に対しての説明責任、それから、いろんなロジのアレンジ等をやっています。

委員:

そうすると、例えばこうロジで航空券の手配とか専門家への支払いとか出ているのですけど、それのチェックというのはそちら事務局のほうでも1回される。

JICA:

しております。

委員:

で、それを、このコンサルタントの業務としてもう1回調達のほうに出すということで すか。

JICA:

コンサルタントの業務では、調達部が支払いのチェックをやっているのですけども、受

注者による支払業務をまた我々がもう1回ダブルチェックをする形で支払いに実際に移行するようになっています。

委員:

契約の中に一応支払い業務とかが入っていますよね。

JICA:

入っています。

委員:

これは直接、普通のコンサルタントが支払い業務をやって、それを調達部との関係でチェックするような気がするのですけど、もう1回国内事務局のほうがチェックされるということですか?

JICA:

調達部には間違っていたらご指摘いただきたいのですが、国内事務局がまずチェックして、そのチェックしたものを成果物として支払いとして適切かどうかを調達部にチェックしてもらうことになっていると思います。

JICA:

はい、コンサルタント契約に関しましては委員おっしゃった通り、我々調達部のほうで 一元的に精算チェックをやっておるのですけども、この一般契約に関して従来は担当部署 のほうでその精算書類にチェックをやった上で、調達部のほうで最終確認をして支払いを 行っています。ただ、昨年度の後半から調達部のほうでそういった精算チェックもできる ような形にはなっているのですけども、過去からの経緯の中で引き続き担当部署もやって いるケースもございます。

委員:

指摘の意味は、せっかく効率性を追求しているのに、二重三重にチェックしていたら、 よけいな業務が複雑化するのではないかと思いますチェックすべきとことはちゃんとチェ ックすべきだと私は思いますけど、そこをお伺いしたかった次第です。

JICA:

今後また調達部と話まして、どこまで効率化できるかは検討したいと思います。

委員:

そうですね、かなりなんかすごくいっぱいテーマがあるような感じがします。

委員:

ちょっと私から質問で、リモートセンシングというのが挙がっているのですけども、こちらの机上の資料を拝見しましたが、JAXAが出てきて「だいち2号」と言う衛星を使って、全地球上の環境を監視するような仕事だということで、今回のこの業務についてはそれほど高度な知識は必要とされていないが、ある程度公平性、競争性は確保できそうだというように書いてあると思うのですが、受注しているこのリモートセンシング技術センターというところを、ネットでどういうところか調べてみましたら、わりとかなり歴史のあるところで、この館長の方は元文科省の次官の方が着いておられるという、なんというかそこがやっているととても(他者が)入りにくいような雰囲気があるのかなというのはちょっと感じたのですけども、そのあたりはいかがですか。

JICA:

はい、ありがとうございます。

今回の業務は、一般的なリモートセンシングの専門知識を超えた専門的な知見が要求される業務でございます。例示いただきましたような JAXA が打ち上げた 2014 年の衛星データーを使って、世界の森林の劣化状況を監視するシステムを JICA と JAXA が共同で開発しております。例えばそういったシステムに対して、どのような追加のリモートセンシング技術での貢献が可能か検討するといったご助言をいただいております。また、このシステムに関連して世界の熱帯雨林地域で JICA の技術協力プロジェクトを実施中なのですが、各技術協力プロジェクトを実施する中で各国でどのような技術の適応が可能なのかといったところも併せてアドバイスをちょうだいしております。従いまして、かなり専門的な知見を有するという業務となっております。

他方で、国内でこのような業務に対応できるのがこのリモートセンシングの協会を含めて四者しかないというのが実態でして、前回ご指摘をいただいて1年ずつの契約だったものを、今回複数年度契約とする工夫をしたのですけれども結果として、前回と同じところの応札となったということでございます。

委員:

その技術的なレベルの品質の確保という意味では、この四者のうちであれれば、どこで もなんとかなるということですか。

JICA:

ええ、それはどの社でも遜色はないと考えられます。

委員:

分かりました。ありがとうございます。じゃあこの件は終わります。どうもありがとう ございました。

ありがとうございました。

No. 3 国内機関運営管理関連

- 3.-1 2017-2020 年度 JICA 九州車両運行管理
- 3.-2 2017-2019 年度 JICA 九州コンピュータ運用支援業務
- 3.-3 2017-2021 年度筑波国際センターネットワーク等運用支援業務
- 3.-4 2017-2019 年度筑波国際センター研修員の健康診断業務契約(単価契約)

委員:

次は No. 3 のまとめで、国内機関運営管理関連です。

JICA

それではNo.3のテーマ国内機関の運営管理関連業務に関して、こちらが4件ございます。 国内機関での発注される業務の場合は、主にその地元に密着したというか、地元の中で 受注先を探すことが往々にしてございます。で、そういう地域ごとにこの必要とされる業 務の要件を満たせる応札の可能な者が、その地域にどれぐらい存在するかという点であっ たり、あるいはこちらが発注する業務の規模を、つまり国内機関に限定した話になってき ますと発注の量もそれほど大きくないということも往々にしてございます。で、そういっ た規模の問題が考慮を要するといった点が、なかなか複数の応札になっていない背景とし てはあるのかなというところでございます。あるいは国内機関の場合はこの提供を受ける サービスの受益者として、私ども JICA が海外から招いております研修員が含まれるとなっ てきますと、業務の要件の中で英語力等を求めるというケースもございます。ただ、そう やって語学を求めてしまうと競争参加者がいっそう少なくなりますので、この要件に関し てはできる限りは落としてきているところではございます。

この4件の中で言いますと、3.-3 の筑波センターのネットワーク運用支援業務というのはおそらくその規模の問題、それほど大きな業務ではないというところがあるのかと思いますし、それから、3.-4 同じく筑波の健康診断業務に関しては、研修員対象というところもございまして、語学の条件を完全には外しにくいというところが影響しているのではないかと考えております。

それから、逆に 3.-1~2 に関しては、そういったハードルはないものの、いろいろとヒアリングを国内機関のほうでやった印象としては人材不足の影響等によって新規応札者が出にくい可能性が考えられるというふうに考えております。ただ、いずれにしましても、こういった語学条件を含めた条件緩和の可能性は探りつつも、意見招請、説明会の開催、あるいは公告期間の前倒し、期間を長目に取るといった取り組みを強化していくことで、この潜在的な応札参加者を掘り起こして行きたいと考えているところでございます。

委員:

ありがとうございます。この4件の中ではちょっと委員会でも出ていた案件かなと思う のですけども、これについてご質問はありますか。

委員:

質問と言うか提案と質問ですけど、筑波とか例えば関東圏に近いところで、こういった発注をすると、おっしゃったように規模の件があると思うのですけど、例えば TIC とか近隣のセンターと組んだ形で発注するとか、また IT であればもう少し近隣のところで組んでやるとか、規模がないときには組んでできる部分を検討したら良いと思います。健康診断もそうかもしれないですけど、そういった検討がされる余地があるのかないのかということを聞きたいと思います。

JICA:

可能性としては近隣の JICA 東京あるいは横浜センター等々セットで調達、契約するという可能性はあるかとは思います。ただ、センターによって IT 環境そのものでしたり、あるいは業務が若干違うのかもしれないので、そういった点については確認等調整が必要かとも考えております。

委員:

分かりました。今後たぶんITの環境も変わるし、発注の内容も変わってくると思うのですけど、そういった内容で一つ一つの組織、契約担当が発注していくよりも、効率性や、まとめたほうが安くできるとか、そういった観点をもう少し入れてもいいのではないかなと思って発言しました。

JICA:

はい、ありがとうございます。

過去にもそういった国内機関に横断的な形で業務を発注する場合に本部のほうで発注するというようなケースもございましたので、今の委員のご指摘を踏まえて、この種の業務に関しては各国内機関と情報を収集した上で相談をして行きたいと思います。

委員:

この件については委員から求められましたが、人員不足とは関係はないかもしれません けども、引き続き次の応札までにできるようにお願いいたします。

JICA:

はい。

委員:

横断的な話が、もっと横断的になっちゃうのでしょうけど、今語学要件の話をされたのでついでにお聞きしますが、実際に語学要件を外してもあまり困らないという実態があるのですか。それは別の形でカバーしているから困らないということだと思うのですが、そのへんを簡単にでも教えてもらえますか。JICA の職員がサポートしているとか、そういうイメージなのですかね。

JICA:

そうですね、センターの中であれば職員がサポートしたり、あと研修監理員という方が 研修業務の場合はサポートでついていることが多くございますので、そういったことでこ のサービスを受ける内容とか時間帯にもよるかと思うのですけども、そのあたりの条件に よっては緩和することは可能なケースはあるのだろうと思っています。

委員:

ですので、そのへんを明確に言っていただいているのだろうとは思うのですがね、説明会で単に語学要件をなくしましたと言うのではなくて、外国人が相手の業務が多いわけですので、手を挙げる事業者を安心させる意味でちゃんとサポートはしますよと言うべきではないか。あまり言いすぎると JICA などの負担が増えるのかもしれませんけれども、そうした実質を含めた要件撤廃にしないとあまり意味がないのではないかという感じがします。そのへんはもう少し強調していただいたほうがいいのではないのかと思います。

それから、素人考えですけど、健康診断なんかでも、それこそ語学ができる人が同席すれば足りるというようなことはありうると思いますので、なかなか難しいのかもしれませんが、そのへんを含めてご検討いただきたいという感じがいたします。以上です。

JICA:

はい、今のご指摘についてはまた国内機関の方と議論をした上で、どこまでのことが可能とかということを確認しつつ進めさせていただきたいと思います。

委員:

この車両運行管理とか基本的にはどこの企業でもやっているようなものだと思うので、 それの単価とか、そういった比較検討がされているのかということで、それが安ければそ んなに問題にならないのではないか、そこが担保されることがすごく重要ではないのかと、 むしろそこを検討していただくほうがいいのではないかなと思うのですけど。

今のご質問は、車両運行の契約の単価をあまり低く設定しないほうがいいというご指摘でよろしいでしょうか。

委員:

いや、そうじゃなくて、ほかの企業とかほかの一般的な単価と比べていますか、あとそれが高いか低いか検討されていますか、という質問です。

JICA:

それにつきましては予定価格を積算するときに一応適正な単価で積算できるよういろんな市場調査をしてやっておりますので、そんなに変わりはないものと私どもは認識しております。

委員:

じゃあそこにはその語学が管理されているとかそうじゃなくて、一般条項で普通の運転 手さんとして比較してその予定価格が組まれている、そういうことですかね。

JICA:

はい、そうです。で、私どもはこの車両運行管理に関しましては、今年からは語学要件 を撤廃しております。

委員:

なので、ちょっと一般的にほかの企業でもやっているようなものがあれば、一者応札でもそこはきちっと比較するとか、もちろん予定価格はそれで成り立っていればいいと思いますけど、そこももう1回リマインドしていただきたいなと思いまして発言しました。

委員:

今の委員のご質問と関連なのですけど、単価をこちら資料で見させていただいたら、結構安いかなという気がして、このくらいだとあんまり魅力がないかもしれないという気もするのですが、それもあんまりあちこち応募が少ない原因かもしれないなっていうような気はするのですけども、要は人手が足りない状況でどちらかというとまあ JICA の仕事はあんまり高い金額出しても、どっちみちだめだというようなことになると、なかなか応募は来ないというようなこともあるのかなという、もしかするとこれはそういうケースかもしれないなと私は思っていました。

そのあたりはどんな感触なのでしょうか。

はい、実は私ども積算しているほうでもすごく安いと思っておりますが、前年度の落札 価格からあんまり乖離して高い予定価格も設定できないためにこういうふうになっており ますが、かなり厳しい金額ではないかなというふうには思っております。

委員:

一応金額としては高すぎるっていうことはないということで、理解させていただいてよろしいですよね。

委員:

筑波国際センターネットワーク支援業務のところに、例年1月から3月に掛けては官公庁との入札が多いということで人員が確保できなくて入札できなかったっていうのがあるのですが、これは筑波に限らずどこでも起きうる話だと思うのですね。それで、例えば契約期間をまあ4月からではなくて、ほかの月に変えることによって、人員確保が難しいということ言わせないような、そういった仕組みを採ることは可能なのでしょうか。

JICA:

おそらく調達部の立場からすると可能だと思うのですが、実際業務上何か支障があるか どうかは筑波のほうでコメントあれば。

JICA:

業務上は特段支障ないかと思うのですが、予算年度で4月から始まっていることもありますので、そういった予算のその制約から4月に合わせているというのが、実態かと思います。

JICA:

ただ、他方複数年度契約で今回もやっていますので、その意味においてはおそらくどう してもできないというものではないのではないかなと考えますけど、そういう理解でよろ しいですかね。

JICA:

はい、できなくはないとは思います。

委員:

そのあたりもご検討をいただければと思います。

はい、かしこまりました。

No. 4 研修・セミナー関連(業務支援:研修)

- 4.-1 2017-2018 年度管理職・役職員向け職員研修(広報・コミュニケーション)業務
- 4.-2 2017-2019 年度日系研修導入·実施支援業務
- 4.-3 2017-2019 年度かながわ NGO 学びの会業務委託契約
- 4.-4 2017-2019 年度 NGO 等向け事業マネジメント研修

委員:

では、次 No. 4 グループ、研修セミナー関連について 4 件ありますけども、まず全体通して説明をお願いします。

JICA:

はい、では No. 4 のテーマですけれども、研修セミナー関連業務支援研修ということで 4 件ございまして、研修・セミナー関連という意味では共通のテーマでございますけれども、内容的には、それぞれ 4 件、それぞれの特徴があるかと思っております。

4. -1 につきましては、一般的な広報研修ということでは実は必ずしもなくて、JICA で言いますと、役員あるいは部長クラスを主たる対象としての、マスコミ対応の実践研修というものでございまして、その種の経験のあることを応札の条件にはしてございます。

ただ、これも当然のことながら一者しかできないというものではございませんので、潜在的にはそれほど、あちらでもこちらでも・・というものではないかもしれませんが、ある程度の数は、潜在的には存在するのではないかなと考えられるものでございます。

それから、4.-2 に関して、これも日系人関連ですね。日系人向けの研修事業で、来日した研修員に対しての日本語研修、あるいはオリエンテーション等の業務でございます。どうしても日系人向けということだと、いろいろ語学のこととか、心配される向きがあって、なかなか手が挙がらないのかなと思うのですけども、今後は日系人関連の情報提供ということを、もっと事前に、より積極的に行っていくことで、参入障壁を下げていきたいというふうに思っております。

あるいは、最初の 1.-3 のところで中学生の招へいプログラム。それから競争が成り立っておりましたので、ここには出てきておりませんけれども、高校生の招へいプログラムといった内容的に近い業務がございますので、さきほど委員からもご指摘がありましたけれども、ちょっと横並びにする中で、発注時期をずらして、発注することで、なるべく多くの参加者が得られるようなことが工夫できないかなと考えているところでございます。

それから 4.-3 に関しましては、神奈川県内の国際 NGO を対象にした能力強化研修が委託 内容になっていくわけですけれども、これまでのこの受注者、特定非営利活動法人横浜 NGO 連絡会といったところですけれども、こちらは神奈川の国際 NGO の連携を主たる活動とし ているネットワーク型の NGO でございます。ですので、業務の実施可能性としては唯一という、この組織でなければできないというものではないのですが、おそらくこの活動内容からすると、他者に対する優位性がある程度見られることから、過去には参加意思確認公募としていただいたこともございました。ただ、それ以外の応札者がいる可能性もあるのではないかなということで、今年は一般競争入札、総合評価にさせていただいたのですけれども、結果的には一者のみの応札だったというところでございます。

それから 4. -4 でございますけど、これも NGO 向けの事業マネジメント研修でございます。 国際協力活動を行っております NGO スタッフに対して、事業マネジメントのスキルを提供 するということでございますので、そういう国際的な事業のマネジメントという意味での 経験・知見については、ある程度の数の社が有していると思われるところですけれども、 研修回数がそれなり多いといったところから、おそらく研修業務を主として対応できるような人員配置の可能性がある者が応札をしてきているのかなと。なかなかそういった研修 を中心にできるように人員配置が難しいところの意欲というものが充分呼び起こせる状況 になってないのかもしれないというふうに考えるところでございます。

ですので、今回の場合で言いますと、この日系人関連のものを除きますと、潜在的な競争参加者がそれほど多いわけではないと考えられるわけですけれども、例えば一番上の (4.-1)、この役員向けの研修・広報研修については、現在は、官公庁の経験ということを条件にしております。それに限定せずに、民間企業での同種の経験も含めて考慮するといったことでありますとか、あるいはその外の業務に関しては、応募勧奨、あるいは意見招請、十分な公告期間をとるといったような、すでに2番のテーマでも申し上げているような形の取り組みを強化することで、できるだけ潜在的な競争参加者を掘り起こしていきたいというふうに考えてございます。

委員:

実はこの No. 4 については、一覧表のほうを拝見するとですね、前期の契約金額と、今回 資料配布していただいている契約金額との比較をすると、まず 4.-2 の案件については、 2 年分が 3 年分になっているのに金額が下がっていると。逆に、4.-4 については 5 か月分が 2 年分になって、ざっくり 4 倍と 5 倍の間ぐらいなのですけれども、 8 倍ぐらいに膨れ上がっている。金額をざっと見たのですけど、この No. 4 のこの 2 案件が、金額の増減という意味では比較的目立っているのですけど、これは配布いただいた詳細資料を見れば分かるかもしれませんが、その理由をちょっと簡単にご説明いただきたいというのが 1 点です。

それから、もう1点は、これは前に同じような話をした記憶があるのですけど、4.-1 の案件の応募要件のところに、社員 1,000 人以上の会社で役員層向けの広報研修をした経験についてあるのですけれども。おそらく大企業で、役員層向けの研修経験があるという主旨だと思うのですけども、この社員 1,000 人以上というのはすごく違和感があって。

大規模の企業というのは、売り上げ規模だったり資本規模だったり、上場・非上場の別

だとか、いろんな基準があると思うのですけど、なぜ 700 人じゃだめで 1,000 人かという見方をされちゃうので。これが応募要件との関係で、特に資格になってないというならば問題にならないかもしれませんが、このへんの要件の設定について、どういう検討経過を経て社員 1,000 人以上という、非常に具体的な要件設定になっているのか、お伺いしたいのです。確か前にも同じような話をしたような気がしますが。

それと、あとは、これは言い回しの問題なのですけれども、4.-2 のフォーアップ票の中で、「法人における事後点検の結果講ずることとした措置」に記載されている「応札の可能性がある案件と同時期に入札にならないように・・」というのは、入札希望者から見て、ほかにも応札を検討する案件があって、2案件が同じ時期に重複しちゃうのを避けるように時期を検討するというご主旨ですか。

JICA:

はい、そうです。

委員:

ですよね。そうすると、おそらく応札の希望者が重複するとか、応札の希望が重複する 可能性のある案件という表現が分かりやすいかなと。読んでいて感じました。以上です。

JICA:

金額が減っている理由は業務を減らしたことが一つの要因となっております。

今まで実際にやっていた過去の契約では、国内移動手配業務を契約の中で見ていたのですけど、それを直営でやることにしました。その分、移動手配業分の部分というのは、金額が減少したというのが実態です。

委員:

一応我々としては、業種の一定の契約金額から、極端に上がっていたり下がっていたりすると、いずれかが、価格の適正さが疑われるのではないかと、そこもチェック対象になっているのですけど、今外した業務に照らすと、そのような業務に関してはあまりそんなに金額的には大きな差異はないという理解でよろしいのですか。

JICA:

はい。具体的には、それによって大きな差異はないですし、私どものほうでもその分というのは、直営でやってもできるという業務量でしたので、その分は結果として下がったということになります。

委員:

その直営でやった分のコストっていうのは、これはちょっと、なかなか数字にするのが 難しいのですかねえ。直営にしたことによるコストの高さというのがもし検証できれば有 意義だと思うのですけれども。

JICA:

そうですね。実は国内移動手配というのは私どものセンターだけでなく、実際に研修を受けていただいているほかのセンターにも手分けしています。ですから、ちょっと私どものセンターの Man/Month だけではなくて、ほかのセンターの Man/Month でどれぐらい増えたかっていうのを各センターにヒアリングをして、最終的に出さないといけないので、ちょっと難しいかなとは思うのですけれども。

委員:

なるほど。これはあくまでも参考にということですけれども、一部直営にして金額が下がったけれども、トータルとしてコストがどうなっているのかというのは、もし検証が可能なのであれば、今後、同種の件ですね、検証してみてもいいのじゃないかなっていうふうに思いました。

JICA:

はい。私のほうでも検討できないかどうか、各ほかのセンターにも聞きまして、ちょっと検証してみたいと思います。

JICA:

ありがとうございます。国内事業部が担当しております、事業マネジメント研修につきましては、NGOからのご要望を基に、事業マネジメントの研修を実施しているものでございます。

価格が増えている理由が2つございまして、1つは、契約期間の違いがございます。2016 年度は5カ月間で、2017年度は2年間という、この期間の違いが1つでございます。

もう1つが、内容が付加されております。従来「基礎編」、「実用編」、という2段構えで やっておりましたけれども、行政事業レビュー等も踏まえて、「現場編」、「立案編」という 海外の現場でやるものを加えたものですから、航空運賃も含めて金額が増えているという ことが理由でございます。以上です。

JICA:

広報室から応募要件の、社員 1,000 人以上というところでございますけれども。

JICAはだいたい今1,800人ぐらいの人員を抱えています。この広報研修につきましては、 新入職員と、3~4年ぐらいの中堅より手前ですかね、ここは広報の研修については、内 製化して自前でやってございますけれども、それ以上の部分を階層別に、役員からだいたい課長補佐ぐらいまでの5階層ぐらいに分けて、この研修を実施しております。そこの階層を切り出したときに、だいたい1,000人ぐらいということでございます。

なぜ、売り上げとか大企業というふうにしてないのかということのご指摘がありましたけれども、役員の人数とかですね、それから管理職の人数といったものを、同等の人員を持っている会社と比較して、1,000人以上というところを定めておりまして、売り上げが非常に大きい大企業なのだけれども、この社長さんにだけ研修を施せばだいたい、すべからく研修効果が伝わるといったような主旨の組織ではないというふうに思っておりますので、このような数を設定してございます。

ただ、700人では絶対にだめで、例えば 1,200人とか 1,500人とかではだめなのかという、 100人単位、あるいは 200人単位での数の刻みを検討したわけではございませんので、改めてこの社員 1,000人以上がどういう意味を持つのかということは、次の公募のときに記載するように心掛けたいと思います。

委員:

今のご説明で結構なのですが、売り上げとか資本規模だとか、上場・非上場の別というのは、大企業という括りを表現する場合には、いろんな尺度がありますっていうことで申 し上げたので、売り上げ規模で見るべきだというふうに言っているわけじゃないのですね。

JICA:

ええ、分かります。

委員:

それで、「社員 1,000 人以上の会社の役員層向けの広報研修」と記載があったので。社員 1,000 人以上で、例えば、1,500 人のボリュームや 1000 人のボリュームに対して研修を実施するので、その大量処理の経験がどうしても必要だからというなら分かるのですけど。 1,000 人以上の会社の役員層というと、たぶん数名とか、せいぜい 10 名とか、そういう話だから、その役員層向けの広報研修実施の経験を言うのに、なぜ社員が 1,000 人以上じゃなきゃいけないのだっていうのは、結構突き詰めるとたぶんそんなに、こういう理由で 1,000 人なのですっていう理由はないのではないかなと、こう一見して思ったものですから。

JICA:

はい。

委員:

これは実は、あまり応募要件のハードルになってない些末な問題なのかもしれませんが。

応募要件の設定の仕方っていうのは、全案件に関わることなので、やっぱり合理的な、応募いただく業務のノウハウがある方を、いかに的確に絞り込むかという要素があると思いますので、ちょっとお聞きしてみたという主旨でございます。

JICA:

はい、ありがとうございます。

JICA:

では次回以降は、この 1,000 人を残すかどうかといったところ、あるいは、そういった 役員層とかそういったほうの人数規模的なところで出すのか、改めて検討させてください。 JICA:

はい、今後検討いたします。ありがとうございました。

No. 5 広報関連(業務支援:広報)

- 5.-1 2017 年度開発教育支援並びに国際協力事業広報に係る業務委託契約
- 5.-2 2017-2018 年度 JICA 沖縄開発教育支援プログラム(生徒・児童向け)業務委託契約
- 5.-3 2017-2018 年度 JICA 沖縄開発教育支援プログラム(教員向け)業務委託契約 委員:

次は No. 5 のグループですね。広報関連、業務支援です。ご説明をお願いします。

JICA:

はい、それでは No. 5 の広報関連で3件ございます。

広報という括りではございますけれども、いずれも今回の3件ともに、帯広、沖縄という、ある意味かなり地域性が強い国内機関のケースかと考えられます。

いずれも地元でこういった途上国への支援・国際協力活動に積極的に関わる経験のある 組織、あるいは、外部からの業務を受注できるだけの、余力のある組織というのは、おそ らくそれほど多くはないのではないかということが想像されます。

一方で、ここで発注者側として求める活動内容自体は、それぞれの地元に根差した活動というものが、求められているところでございまして。ただ、それだけ国内で、地方の状況というところでもございますので、今回それぞれの受注者以外で潜在的にほかに競争参加者足りうる組織がどれぐらいあるのかということは、あるいはそれぞれの各国内機関で情報収集をできるのではないかと思いますので、引き続き丁寧にそういった潜在的な参加者の掘り起こしを継続するという活動を進めていきたいと思っております。

ただ、それでももし競争相手がなかなか出てこないということが続く場合にはですね、 その参加意思確認公募に切り替える等の検討の余地もあるのかなとは思う一方で、その場 合には、その契約額の適正性といったところは、より厳格な対応が求められるものという ふうに考えるところでございます。

以上でございます。

委員:

5.-1 に関して質問ですが、十勝インターナショナルの引き受けということで、大きく分かるのですけれども、これもちょっとまた事前に資料を拝見したら、先ほどの九州の運転手さんのときと同じように、結構単価水準の安い金額で受注しておられるのですけども、この十勝インターナショナル協会というのは、どういう協会、性質の組織なのでしょうか。

JICA:

十勝インターナショナル協会というのは、北海道庁の十勝振興局という地域があるのですけれども、そこの 19 市町村のうち、18 市町村が参加と言いましょうか、会員になってできている任意団体でございます。

委員:

これはその、人材派遣等をしているような、そういう組織なのですか。

JICA:

人員派遣等はしておりませんが、地域の国際交流等を促進するという団体でございます。

委員:

では今回この 5.-1 の案件については、2名ぐらいの方をこちらの図書資料室の運営とかなんかに派遣するような契約になっていると思うのですけども。

この十勝インターナショナルという組織がこういう業務を引き受けているという背景は、 どういうところにあるのでしょうか。

JICA:

これは 21 年前に JICA の帯広センターが建てられると同時に、当時の自治省の方針に基づきまして、ちょうど隣に「森の交流館」という建物ができました。この運営自体は帯広市がやっております。それに併せまして、十勝インターナショナル協会というのが国際協力の推進を目指して作られたということで、私どもがこの開発教育等々の業務委託を公示したところ、これは自分たちの活動に合致するということで、手を挙げていただいたというものでございます。

委員:

実際には2名の方がほとんどフルタイムで派遣されているような印象を受けたのですけども、実際に働いておられる方はどういう方なのですか。

JICA:

実際に2名の方が従事しております。午前中は隣の帯広市の建物で事務をして、午後からこちらの図書資料室というのがあるのですけれども、図書資料室のほうで1時から6時7時ぐらいまでですかね、図書の貸し出しから開発教育の仕事に従事していただいています。

その人たちのバックグラウンドといいますのは女性二人でして、大学卒以上の英語ができる方です。

委員:

結構優秀な方が来ておられるというような印象を今受けたのですけども、なんというか、 そういう状況ですと、あまりこの金額で今お話いただいたような、以上の方が応募される ことがほとんどありえないような気がするのですけども、そこらへんはどんな感触を持っ ておられるのでしょうか。

JICA:

そうですね、これ実際非常に人件費的には安い、一番安いぐらいでございます。そこがまさにヒアリングした別の社が出にくいといったところでございます。この金額で十勝インターナショナル協会が出るのであれば、その社としてはとても勝てないなというふうなことは、今回ヒアリングの中で述べておられました。ただそれでも、やはり十勝インターナショナル協会としては、この事業を非常に重要視していて、自分たちとしても引き続いてやっていきたいという意欲と言いましょうか、現れがここに出ているのかなと私たちは思っております。

委員:

分かりました。ちょっと特殊な状況はあって、これは JICA にとって珍しくない状況でもないような気がするのですけども、ただ一者応札が解消できるかというと、なかなか難しい状況であるのかなというふうに思います。

委員:

委員がおっしゃるように、だからその、一者応札で悪いと言っているよりは、価格がどうかという話と、それからその質はどうかという話と、透明性、競争性が担保されたか、そういう説明を一つ一つやるというのは、すごく重要なんじゃないのかなと思うのですけど。一者応札だから高いわけではないというのは今の例だと思うのですけど、そこも含め

てきちっと組織的にフォローしたほうがいいのではないかなと思っています。

委員:

ちょっとよろしいですか。この業務委託契約書を拝見すると、「契約当事者 十勝インターナショナル協会会長」というのが押してあるのですけど、法人格がたぶんないと思うのですよね。これはちょっと根本的なところなので、私が知識がないだけなのかもしれませんが、入札資格は入札公告を見ると、日本国で施行されている法令に基づく登記されている法人であることという要件がありますけど、この件はその、明らかに、会社組織とか公益法人とかではない。あえて言うと「権利能力なき社団」という整理なのかもしれませんが、そのあたりの入札資格というのは、どういう理解をすればいいんでしょうか。

JICA:

この件につきましては、質問票を出していただきまして、その回答の中でこの部分については、法人格がなくてもいいというふうにいたしました。ちょっと事後的に広げた形でございます。

委員:

それはあれですかね、入札公告で入札資格を公開しているわけですけど、例外的にこの要件を外してもいいですという判断をどこで、どういう権限に基づいて、どういう手続きを経てやることになっているのですかね。そのつまり、契約がもし債務不履行ということになったときに、誰に履行を求めるかとか、誰に対して解除通知を出すのか、そういうことに関わってくるので、契約当事者の問題って重要だと思うのですけど、そこがちょっと例外的に認めた趣旨をもう少し詳しくご説明いただきたいのですけど。

JICA:

確かに十勝インターナショナル協会に法人格がございませんので、ただ前提としては、こ ういった団体もきちんと仕事をこなしていただいていましたので、質問票を出していただ いて、私共としましては法人格がなくてもできるのだという判断の元に回答いたしました。

委員:

その中身の話ではなくて、その入札要件との関係で、どういう理屈の整理をされているのかというのが関心なのですね。というのは、入札公告にそういう要件を書いちゃっているので、例外的に外すというのは、どういう手続き、どういう根拠に基づいてやることになるのかというのは、必要な観点だと思います。きちんとやらないのではないですかという中身の話をしているわけじゃなくて、その形式的な要件の話をしているのですけど。

今の帯広の説明を若干補足しますと、もし理解に間違いがあれば帯広のほうで修正いただきたいのですけども、一般的に我々案件を公示しまして、その公示の内容に関して、こういう場合はこれに当てはまるでしょうかというような質問を一定期間受け付けております。そこで、おそらく今回の場合は、こういった任意団体で応募できるのかどうかという質問を受け付けて、その質問とその質問に対する回答というのは、これはオープンにしておりますので、こういう質問がありました。それに対して JICA としては、こういう任意団体でも可能ですというような回答をしたということ自体は、オープンにされて、それで今回の入札ということに至っているのだと思います。ただ、これは帯広のほうで契約担当役として実施しております契約ですので、その任意団体を認めるかどうかというところに関しては、センターのほうの判断で行われていることにはなるのですけども。帯広のほうで補足があればお願いします。

JICA:

今のご説明の通りでございます。

委員:

この当該案件についての問題というよりは、要件が入札公告に5つ書かれているわけですので、じゃあどの要件ならば例外をどういう権限に基づいて認めるかというのは明確になっていないのですかね。つまり、これはたまたま法人であることという要件を外したという話ですけど、他の要件はいろいろあるけど、反社会的勢力でないとか、会社更生とか民事再生で再生計画を発行していないのはだめとか、いろんな要件がありますよね。

たぶん裁量で外せないものもあると思うのですが、じゃあどれについて例外を認めるのかとか、そのあたりのところはなんか内規というか、ルールみたいなのはあるのですか。

ちょっと弁護士的な発想では違和感があったので、今の案件をとやかく申し上げている わけではなくて、手続き的に大丈夫かなというのを確認したかったのですけど。

JICA:

一般的に言えば、今お話にあった中でいうと、いわゆる反社会的団体の規程等については外すことはありえないというふうに考えています。任意団体に認めるかどうかということに関しても、一般論からすると委員がご指摘のとおり、いろんな万一のことがあったときの責任問題等がやっぱり懸念されるので、一般的な状況であれば当然のことながらちゃんとした法人と契約を結ぶというのが当然のことだと考えておりますけど、おそらく逆に言いますと、そういうふうな縛りをしてしまうと契約が成り立たなくなってしまうという想定がされる場合に、例外的にそれを外したのだというふうに考えられるかと思います。

委員:

法人格はなくても契約当事者になるというのは、法律論としてもあるので、そのこと自体は別に違和感ないのですけど、例えば具体的に言うと、そうであれば書く場合の要件は、「ただし、例外的に一定の要件を充足し、申請があって JICA を認めた場合は、この限りでない。」とするなど。

JICA:

なるほど。

委員:

そんなのがあれば、この例外要件に基づくものなのですということで違和感がないのだけど、そういう書きぶりに何もなってないものですから、どういう根拠に基づいて、どういう手続きでやっているのかなというのは、気になったということです。

JICA:

あらかじめ公示の段階から、そういったことをオープンにしておくほうが望ましいとは 思います。ですので、そのあたりは今後の案件を公示する際の条件として検討させていた だければと思います。

2. 2016 及び 2017 年度参加意思確認公募契約に係る個別点検

本委員会における点検対象契約4件(別添資料2参照)の点検結果及び質疑応答は以下のとおり。

委員:

次は4件の、参加意志確認公募の個別点検対象契約です。

No. 1 2017-2021 年度 J I C A 海外拠点の公用車自動車保険加入契約 (1 年次) JICA:

案件概要シート、お手元の冊子になっているうちの案件概要シートに基づいて、ご説明させていただければと思います。

本件は 2017 年度から 2021 年度までの JICA の海外拠点の公用車自動車保険加入契約の 1 年次ということで、契約をさせていただいているものでございます。 JICA は通常海外におきましては、当然その海外における自動車保険に加入しているのですけれども、そこではなかなか保険会社がない、治安の気になる国等でない特別な場合に関して、 JICA 管理部の所掌の下でこの契約を結んでいるというものになってございます。 契約相手先としましては、東京海上日動火災さんでございます。 この案件、2014 年度から契約を結んでいるので

すけれども、一者応札が続いておりまして、いずれも東京海上日動との契約になっております。この海外で、2. の背景のところでございますが、海外で保有している公用車の自動車保険加入は、申し上げた通り現地の保険会社に加入することで対応していますが、アフガニスタン・イラク・シエラレオネ・リベリアの4ヵ国におきましては、現地に適当な保険会社が存在しないと。で、本邦にて自動車保険に加入する必要がございます。そのため本邦において、海外にある自動車保険契約を行う業者と契約する必要が生じたものでございます。それで、保険期間としましては、今年4月1日からの1年間、保険種目は自動車保険でございまして、国外においてJICAが所有する自動車のうち、現地に適当な保険会社がない上述の4ヵ国を対象に58台となっております。保険の内容としましては、対人賠償・対物賠償、それから搭乗者の傷害保険ということで、車両保険については含まれておりません。

今回の契約で初めて参加意思確認公募ということで調達したのですけれども、日本の国内の自動車保険は、通常国内にある車両を対象に契約がなされており、海外の自動車保険は取り扱っておりません。

次のページに入りまして、過去に応札勧奨、数社の業者に行ったのですけれども、関心を示されず応札には至りませんでした。で、契約相手方である東京海上日動さんは、特別に JICA のためだけに海外の自動車保険を取り扱っていただいてございます。今年度の契約手続きにあたりまして、再度他の 5 社の自動車保険会社に確認しましたが、海外で使用する自動車保険は対象外というご回答でございました。

海外かつ治安が不安定の国の自動車保険を同様に取り扱う業者は、契約相手方のほかに 国内にないということが判明してございます。したがって参加意思確認公募を行いまして、 他に契約可能な会社がないかを確認するプロセスを経まして、やはり他に会社さんがござ いませんでしたことから、東京海上日動さんとの契約に至ったという次第でございます。 ご説明としましては以上です。

委員:

どうもありがとうございます。

2点目に記載の「特別に JICA のためだけに海外の自動車保険を取り扱っていただいている」という説明があるのですけども、これは要するに困ったので、ここになんか相談して始まったというような経緯なのですか。

JICA:

そうですね。2014 年度の契約に至るときの詳細な件はちょっと分からないのですけれども、おそらくアフガニスタン・イラク等でこういう状況なので、こういった保険の提供いただけないでしょうかというご相談を各社さんにお願いして、東京海上さんだけに受けていただけたということかと思います。

委員:

それで JICA のためだけにということになると、保険料の金額はどういう基準で算定するのですか。

JICA:

基本的には国内と同じ水準を提供いただいております。

委員:

ということは、JICAにとっては、かなりメリットのある契約ということですね。

JICA:

そうですね。こういう治安の問題がある国でかける車両保険としましては、1台あたり35,000 円程度ですので、非常にリーズナブルな数字を提供いただいているものと考えております。

委員:

これも企業としてはいろんな損得勘定はあるのでしょうけれども、ある意味好意的にやっている可能性もあるわけで、将来契約できない可能性もあるのですね。

JICA:

社としての方針が変わりましたということになりますと、どこも結びたくても結べない という状況になる可能性もあると考えております。

委員:

金額が上がる可能性もあるわけですね。

JICA:

そうですね。

委員:

そういう場合に、保険が必須かという問題があると思うのですが、そのへんの見極めは どうされるのか。あるいは他の国では、他の国際協力機関ではどういうふうにやっている のか、そのへんの情報はありますか。

できるだけその国が安定して、保険がかけられる状況になるというのがいちばんいいと考えておりまして、実際にシエラレオネとリベリアにつきましては、6月1日から現地で保険をかけるという対応に変更してございます。現在残っているのは、アフガニスタンとイラクのみでございますので、通常の国になるということを願うというところが一つかと思います。

それから、もう東京海上日動さんが出来ないとなってしまいますと、正直、国内、日本 国内で他のオプションございませんので、これもう断念せざるをえないことかと思います。 ただ、アフガニスタン等でありますのが、現地の会社を通じてですが、再保険をイギリス の保険会社にかけるというような対応でやっているケースがあるらしいということはあり ますので、そのへんを、この方式は難しいとなりましたら、そういったところもう少し深 掘りして別の道を探るということもあろうかと考えております。

委員:

この東京海上日動と JICA というのは、これ以外に何か大きな保険契約しているとかそういうバックランドはあるのですか。

JICA:

こちらで把握している限りはないのですが、他の部署の所掌のところまでは申し訳ありません、私どもは把握しておりません。

No. 2 アフリカ地域「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ (ABE イニシアティブ) 『修士課程およびインターンシップ』 プログラム」実施支援業務 (追加分) 業務実施契約

委員:

次は2番目の案件で、アフリカ地域「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ(ABE イニシアティブ)『修士課程およびインターンシップ』プログラム」実施支援業務(追加分)業務実施契約です。

JICA:

はい。お願いいたします。時間の関係もございますので、概要説明をもし省略させていただければ、質問から直接入らせていただければと思います。お願いします。

委員:

契約金額は 478,758,600 円になっていて、履行期間が5年7ヶ月なのですけど、478,758,600 円は、5年よりももっと短い期間の部分かなという気がするのですけど、いかがですか。

いえ、この履行期間に対して、この契約金額です。

履行期間である 2017 年 4 月~2022 年 11 月までの期間に対する契約金額が、478, 758, 600 円です。

委員:

5年7ヶ月分が478,758,600円ということですか。

JICA:

はい。そうです。

委員:

ちょっと、私が勘違いしているのかもしれないですけど、こちらに頂いている資料を拝見したら、年度別実施計画額に記載の額というのは、23 億円ぐらいあって、2017 年度から 2022 年度までの金額が書いてあるのがあるのですけども、ここの 2, 399, 700 千円の金額と、この 478, 758, 600 円の感じがちょっとよく分からないなと思っていたのですけど。

JICA:

2,399,700 千円は、2018 年に来日する第 5 バッチ 200 名にかかる総額です。この事業は留学生を受け入れまして、で 2 年間修士課程、それからその後、さらに最大 6 ヶ月の日本企業でのインターンシップということで、学生自体は最大で 2 年半、あるいは人によって、場合によっては 3 年近くいるということになります。その内、業務実施契約にかかる金額が 478,758,600 円です。

委員:

そうすると、要するに、この契約金額に書いてある 478,758,600 円というこれは一年分でしょうか。

JICA:

いいえ。募集選考を含めた準備時期から、帰国後フォローアップ時期までの業務実施契約に係る5年7か月分です。

委員:

よく分かってないかもしれないですけど、今までと継続でやるのが好ましい、同じ事業者に継続にやらせるのが好ましい、そういう方向性ですよね。

はい。そう考えておりました。

委員:

そういう場合って、参加意思確認でいくのですかね。それは特命随契のカテゴリーかな と私は思ったのですが。

JICA:

はい。私どもも、そう思ってはいたのですけど、金額的にも非常に大きくなりますので、これはやはり、同様の業務の継続ではありますけども、念のために参加意思確認公募にしたほうがいいのではないかと言うことで調達部からご指摘いただいて、そのようにしたという経緯があります。

委員:

それはそれでいいのですけど、今後、継続的に同じ事業者にやらせたほうがいい場合について、念のためというのであれば、極力、参加意思確認で行くという方針ですかね。金額が多ければというフィルターはあるかもしれませんけど。

JICA:

いいえ。継続的にということによるかと思うのですが、これ単に継続的にというだけではなくて追加分ということで、本来の業務があって、従来からの当初予定した業務があって、それに人数が若干増えるということだったですよね。

JICA:

第5回アフリカ開発会議(TICADV)の公約で「最初は5年間で1,000人。」というのがありまして、それが途中でTICADの期間が変わりまして、当初は5年おきに日本でやっていたのが3年おきに日本と現地で行うというふうに変わりました。2016年のTICADVIから以降は3年おきに変わっていまして、その結果、当初は2017年で終わる予定だったのですけれども2016年のTICADVIにおきまして、残りあと3年で人材を育成するという日本政府の公約が出ましたので18年分を追加して行わなければいけなくなった。と、そういう仕組みになっております。

委員:

追加分であれば、他の事業者がやってもいいわけですね。

理論的には、他の事業者がやってもかまわないと思います。

委員:

そういわれると参加意思確認公募ですかね。こういうやり方を、今後も継続とか期間変更というこうことで、参加意思確認を増やしていくのであれば、それはそれでいいですけど、なかなか特命随契とかとの仕分けが難しいのではないかという感じがします。

JICA:

一般的に継続ということだけであれば、通常の競争に乗せる方向で出来るだけやりたいと思っております。ただ、今回の場合は先ほど、人間開発部のほうからもありました通り、本当は担当部署としては特命随契でやりたいという希望があったものの、こういった、そのいわゆる研修プログラムの実施支援ということに関して、業務そのものであれば逆にいえばちゃんと競争すべきものであるところが、そこの、既に発注済みの業務に対して付加するような内容であったので、そういう限定的なものであれば一応、他に競争相手がいないかどうかということを確認するという意味の参加意思確認公募でやるべきではないかということで、今回はそういうやり方をとったということでございます。

委員:

競争入札もありえなくもないような感じもしていますけど、このへんは運用の仕方です ので今後の例を見ながらちょっと勉強させて頂きたいと思います。

委員:

まとめて指摘しようと思ったのですけど、今、委員もおっしゃったのですけど調達方針の書き方がですが、この4件とも全部決裁に目を通したのですけど、「調達方針」というふうにして、参加意思公募になぜするのか書いてあるものと、ただ単に、競争が成立してないのでやりますというふうに書いてあるものと、全く書いていないものがあって、研修契約での参加意思公募は、かなりルーティーン化されているものがあると思うのですけど、それ以外で何ゆえに契約なりこの調達が参加意思公募でするのかというのは、今の時点ではかなり明確に書くべきではないのかと思います。そうすると今の委員のお話のところは、こう書いてあるし、組織的にも決まっているというところが分かるのではないかと思うので、ぜひそこのところは少しスタンダードとして考えていただいたほうがよろしいのではないでしょうか。調達方針できちんと、それはなぜ参加意思公募でやったのか、やるべきなのかというのが書いてあるということが重要なのかなと思いますけど。

これは、コメントです。

委員:

では、その資料(調達実施方針)を送ってください。事後的でもいいですから。できれば、参加意思確認をした理由をもう少し明確にしていただいて。

JICA:

承知しました。

No. 3 2017 年度 JICA 北海道(帯広)地域連携アドバイザーに係る業務委託契約 委員:

次は3番目の件で、これは、個人の方のアドバイザー契約についての件なのですけれど も、ご質問はございますか。

委員:

時間もないのですが、関心はあるところなのでお聞きしますが、このアドバイザーというのは、帯広センターの業務全般という理解でよろしいのですか。

JICA:

特に最近増えている、地域連携の関係の仕事を中心にアドバイスをしていただいております。

委員:

地域連携というのはどこまで入るのか、あくまで中心にということで、かなり広い範囲なのだろうなとは思いますけれども、こういうアドバイザー契約というのは、結構ほかにもあるという認識でよろしいですかね。

JICA:

後ほどご相談させていただこうと思っておりましたけれども、過去にもこういったアドバイザー契約に関しては、この委員会の場でもいろいろとご議論いただいているところでございますので、次回の第4回監視委員会のときに、横断的にアドバイザー業務に関しての分析とご審議をいただければと思っております。

まだ精緻に分析したわけではないのですが、ざっと把握しているところだと、だいたい JICA 全体で、2016 年度で言いますと、80 件程度を超えたアドバイザー契約を結んでおりまして、その半分ぐらいがいわゆる安全対策関係で、契約も大部分在外事務所が結んでいるものでございます。国内でのアドバイザー契約というのはごくわずかというか、帯広以外は過去に若干例があるぐらいのものではございます。

委員:

そうであれば、次回やってもいいですが、私の関心だけ申し上げると、要するに地域連携というか、地域とのコネクションを求める、それを個人に求めるというわけですね。あり得ると思うのですが、これは私が総務省の政独委で独法の評価をやったときには、「地域とのコネクションが必要だからセンターがある。」という理屈が強く言われてきたはずで、おそらく JICA のほうでも言ってきたはずです。もちろん地域で事業をやらなくてはいけないということもありますけれども、それに加えて、地域とのコネクションが必要だから、地域のセンターが必要だということになるわけで、それを個人でどんどんと任せていったのでは、おそらく総務省の評価の場でやった話とは食い違ってくると思うのです。ですから、こういうものに頼りすぎるというのは、センターの存在意義を失わせる、そういう方向に働くということだけは申し上げておきたいと思います。

あとは、これをまた参加意思確認でやるかどうかというのは、これもそれこそアドバイザー契約を特命随契でやっている例もあるわけですので、そのへんとの仕分けについて、もう少し明確な説明を、事後的にでもいいのでいただきたいというお願いをしておきたいと思います。

委員:

私からの質問ですけど、こちらの資料を拝見しましたら、日当は1日、21,000 円いくら決まっていて、年間96日ぐらいというような想定で計算した金額のようですが、これは実際にJICAの帯広のほうにこの方は出てこられて、そういう仕事をなさるような形なのですか。

JICA:

来ていただく場合と、こちら側から相談に行く場合がございます。実際、今のところ 96 日概算で進んでおりますけれども、若干少なめの形での日数の評価にはなっております。

委員:

別にこれは、実際に作業をした日を把握して計算して、最終的な金額を確定するというような方式でやっておられるわけですか。

JICA:

おっしゃるとおりです。すべて報告書を1回毎に書いていただいておりますので、それに基づいて経費を支払うことになります。

No. 4 2017-2019 年度農業機械分野研修補助業務委託契約

委員:

次は最後の案件です。筑波国際センターの案件です。これも手元の資料をご覧いただいて、何かご質問があれば。

委員:

これは委員がいつか現地視察された案件ですか。

委員

はい。あまりここで言っても仕方のないことですけど、川上農場しか受けられない理由 というのは、そのとおり説明を受けまして、なるほど、そうかな、というところだと感じ ました。

委員:

先ほど申し上げた調達の方針とか、これはたぶん5つの中で、参加意思確認公募とする 理由が一番書いてあるところで、このぐらい、きちんと今までどういう契約をしてきて、 だから今度は参加意思公募でやるのだというのが書いてあるという良い例の1つなのかな と思いました。

委員:

では、どうもありがとうございました。

JICA:

ありがとうございました。

3. 2017 年度上半期契約実績

JICA:

はい、ありがとうございました。

それでは、第3の議題でございます。事務局調達部長のほうから、2017 年度の上半期契約実績について、ご報告を申し上げます。配布の議事次第の資料のいちばん最後のページに、資料3がございますので、そちらをご参照ください。

JICA:

時間もだいぶ超過してございますので、簡単にさせていただければと思います。

競争性のない随意契約、一者応札、一者応募に関して、前年度の上半期実績と現時点での上半期の暫定値を比較した場合に、いずれも件数割合、パーセンテージとしては若干上回っているような状況がございます。競争性のない随意契約に関しましては、金額割合はやや下回っているものの、逆に一者応札応募のほうの金額割合のほうは、かなり大きくな

っているような状況がございます。

特にここ数年来、2015 年度ごろから政府の海外展開、質の高いインフラ輸出などといった政府政策に対して積極的に対応していることもございまして、そういう中で大型の案件が増え、それに絡んでのいろんな各種調査も大型のものが増えてきておるというところがございます。

そういった調査業務自体も大規模なものになれば、なかなか一者で受注できるというところがなく、共同企業体を形成しての受注ということがかなり増えてきておりまして、そのような場合に一者応募・応札率が高まり、金額的にも大きなものになってしまうというような状況が、引き続き傾向として見られるというところがございます。

加えてちょうど今、JICA 全体でシステム関連の開発に取り組んでございます。業務主管システムの最適化更改というものを定めまして、関連部署それぞれでそのシステムの調達を進めているところです。契約そのものは調達部でまとめておりますけども、システムの中身については各部で検討しながら、機構としての情報システム室が取りまとめてやってございますけれども、こういったシステム開発の関係で比較的高額な契約が一者になったというところも影響しているかと思います。引き続き、微増とはいえ増加している傾向に対して、いろんな新規参入者が増えるような働きかけを続けてまいりたいと思っておりますし、その中で例えば外国人人材への要件緩和といったところについても関係する省庁等とも相談しながら、可能性を引き続き探ってまいりたいと思っております。

JICA:

またご質問やご意見がございましたら、こちらのほうにお寄せいただければと思いますが、いかがでございましょう。

委員:

一者応札応募の数値が 2015 年~2016 年に 56.4%になって、結構ショッキングな上がり方をしているので、部長がおっしゃったように、大型のインフラ案件とかシステム改善とかあると思うのですが、例えばジョイントベンチャー(JV)とかそういったものでこういうふうなものが増えているとか、何らかの形でもう少し分析をして、例えば JV が増えているのであれば JV に対する情報公開性をどうやって担保するかとか、そこらへんをもう少し考えたほうがいいのではないかと思うのと、金額の妥当性とかそういうものがどうやって担保されているのかということを、先ほど来申し上げていますが、組織的にどう考えるかというのも、こういった分析の中でも必要なのではないかと思いますので、ご検討いただければと思いますが。

JICA:

はい。問題意識としては、我々もまったくご指摘のような問題意識を持っておりますの

で、年度末までのあいだでは、分析を進めてまいりたいと思います。

それで、先ほど言及させていただきましたが、次回の第 4 回契約監視委員会の際に、いわゆる私どものアドバイザー契約に関しての横断的なご審議というものも追加させていただければと思っておりますので、もし異議なければそのような方向で準備をさせていただきたいと思います。

委員:

確か宿題もいろいろ残っていたはずで、そういう宿題に対する答えはできるだけ早くい ただきたいと思います。

タイミングの問題のほかに、ある意味、誠意ある回答をぜひ心がけていただきたい。理 事におかれてもぜひ監視いただきたいと思います。以上です。

JICA:

はい。真摯に受け止めたうえで、しかるべき対応をさせていただきたいと思います。

JICA:

それでは、本日の契約監視委員会をこれにて終了いたします。どうも、本日はありがと うございました。

以上

別添資料:

資料1 2回連続の一者応札・応募案件リスト_テーマ別

資料 1-2 2回連続一者応札・応募事案フォローアップ票

資料 2 参加意思確認公募案件リスト (2016 及び 2017 年度)

資料 2-2 参加意思確認公募_案件概要シート

資料 3 契約実績(2017 上半期)

2017年度第3回契約管理委員	٠.	20	連続一者応札・応募案件リスト_テーマ別(2016767£201	7年度製約)						資料	4 1
		資料 No.		担当部署	調達種別	年度	契約締結日	契約終了日	契約方法	契約相手方	契約金額 (円貨)	契約委員会 での審議
				地球環境部		2013	2013年4月1日	2017年3月31日	一般競争入札[総合評価落札方 式]	株式会社日本開発サービス	128,100,000 (4年分)	
	1	1	2017-2021年度課題支援業務(自然環境保全分野)	森林・自然環境G 自然環境第一 チーム	各種業務委託	2016	2017年3月30日	2021年11月30日	一般競争入札[総合評価落札方 式]	株式会社ティックス	174,955,680 (4年8ヶ月分)	
				地球環境部		2013	2013年4月1日	2017年3月31日	一般競争入札[総合評価落札方 式]	株式会社建設技研インターナショナル	211,704,469 (4年分)	
	2	2	2017-2021年度課題支援業務(水資源·防災分野)	水資源G 水資源第一チー ム	各種業務委託	2016	2017年3月17日	2021年11月30日	一般競争入札[総合評価落札方 式]	株式会社建設技研インターナショナル	338,040,000 (4年8ヶ月)	2014年度第1回
	3	3	2017-2019年度日系社会次世代育成研修(中学生招	中南米部	A 18 th 10 th of	2014	2014年4月14日	2017年3月31日	一般競争入札[総合評価落札方 式]	公益財団法人海外日系人協会	38,010,159 (2年11ヶ月分	0010######
	3	3	へいプログラム) にかかる運営管理業務	計画·移住課	各種業務委託	2017	2017年4月3日	2020年3月31日	一般競争入札[総合評価落札方 式]	公益財団法人海外日系人協会	147,477,480 (3年分)	2012年度第4回
1. 事業支援(一般業務支援)	4	4	2017年度社会還元オリエンテーション及びJICAボラン	中部国際セン	各種業務委託	2016	2016年11月9日	2017年2月28日	企面競争	公益社団法人青年海外協力協会	1,519,842 (3ヶ月分)	
	•	•	ティア帰国報告会運営事務局業務	市民参加協力課	台往来伤安託	2017	2017年5月17日	2018年2月28日	企画競争	公益社団法人青年海外協力協会	3,698,924 (9ヶ月分)	
					各種業務委託	2014	2014年4月1日	2018年3月31日	一般競争入札[総合評価落札方 式]	株式会社国際サービス・エージェンシー	163,871,748 (4年分)	
	5	5	2017-2020年度研修員等に係る航空券手配及び送迎 に関する業務委託 その1(島嶼部東南アジア地域・大 洋州地域)(単価契約)	国内事業部研 修管理課		2017	2017年6月27日	2021年3月31日	一般競争入札[総合評価落札方 式]	株式会社国際サービス・エージェンシー	161,047,020 (3年9ヶ月)	
			2017-2020年度研修員等に係る航空券手配及び送迎	国内事業部研		2014	2014年4月1日	2018年3月31日	一般競争入札[総合評価落札方 式]	株式会社国際サービス・エージェンシー	110,638,580 (4年分)	
	6	6	に関する業務委託 その4(中南米地域)(単価契約)	修管理課	各種業務委託	2017	2017年6月27日	2021年3月31日	一般競争入札[総合評価落札方 式]	株式会社国際サービス・エージェンシー	120,335,760 (3年9ヶ月)	
			2017年-2020年度研修員等に係る航空券手配及び送			2014	2014年4月1日	2018年3月31日	一般競争入札[総合評価落札方 式]	株式会社国際サービス・エージェンシー	305,754,944	
	7	7	迎に関する業務委託 その5(アフリカ地域・中東地域・ 欧州地域)(単価契約)		各種業務委託	2017	2017年6月27日	2021年3月31日	一般競争入札[総合評価落札方	株式会社国際サービス・エージェンシー	322,841,535	
				東南アジア・大洋		2015	2015年12月8日	2017年3月31日	式] 一般競争入札[総合評価落札方	一般財団法人東亜総研	(3年9ヶ月) 50,658,480	
	1	8	2017-2018年度日越大学構想に係るJICA国内事務局 支援業務	来南アジア第三 東南アジア第三	各種業務委託				式] 一般競争入札[総合評価落札方		(1年3ヶ月分) 62,817,120	-
2. 事業支援(専門人材を要する業務支				課		2017	2017年4月3日	2019年1月31日	式]	一般財団法人東亜総研	(1年9ヶ月分)	
2	2	9	2017-2020年度森林・自然環境保全分野におけるリ モートセンシング・GISの活用に係る技術課題解決支援	地球環境部 森林·自然環境G 自然環境第一	各種業務委託	2016	2016年7月1日	2017年6月30日	一般競争入札[総合評価落札方 式]	一般財団法人リモート・センシング技術 センター	(1年分)	2017年度第1回
			業務	自然環境第一 チーム		2017	2017年7月27日	2020年7月31日	一般競争入札[総合評価落札方 式]	一般財団法人リモート・センシング技術 センター	55,896,480 (3年分)	
	1	10	2017 2020年度 2014年出京工場伝統団	九州国際センター	各種業務委託	2013	2013年9月18日	2016年9月30日	一般競争入札[総合評価落札方 式]	株式会社スピナ	34,020,000 (3年分)	
	'	10	2017-2020年度JICA九州車両運行管理	総務課	合種業務委託	2016	2017年3月31日	2021年3月31日	一般競争入札[総合評価落札方 式]	株式会社スピナ	47,433,600 (4年分)	
				九州国際セン	システム関連(開発・	2016	2016年4月1日	2017年3月31日	実質継続契約(初年度に一般競争 入札[総合評価落札方式]実施)	西日本電信電話株式会社	11,210,400 (1年分)	2012年度第1回
	2	11	2017-2019年度JICA九州コンピュータ運用支援業務	ター 総務課	運用・保守)	2016	2017年3月31日	2020年3月31日	一般競争入札[総合評価落札方 式]	西日本電信電話株式会社	32.335,200	2015年度第1回
3. 国内機関運営管理関連		12		筑波国際セン		2016	2016年4月1日	2017年3月31日	実質継続契約(初年度に一般競争 入札[総合評価落札方式]実施)	株式会社国際協力データサービス	3.326.400 (1年分)	
	3		2017-2021年度筑波国際センターネットワーク等運用 支援業務	が設画原でラ ター 総務課	システム関連(開発・ 運用・保守)	2017	2017年4月3日	2022年3月31日	一般競争入札[総合評価落札方	株式会社国際協力データサービス	18,522,000	-
-						2014	2014年4月1日	2017年3月31日	式] 一般競争入札[総合評価落札方	公益財団法人筑波メディカルセンター	(5年分)	
	4	13	3 2017-2019年度筑波国際センター研修員の健康診断 業務契約(単価契約)	筑波国際セン ター 研修業務課	各種業務委託				式]		(3年分) 5,349,564	2015年度第1回
				W1 10 0K 10 10K		2017	2017年4月3日	2020年3月31日	不落随意契約 一般競争入札[総合評価落札方	公益財団法人筑波メディカルセンター	(3年分)	•)
	1	14	4 2017-2018年度管理職・役職員向け職員研修(広報・コミュニケーション)業務	広報室広報課	各種業務委託	2015	2015年9月24日	2017年3月31日	式]	有限会社オフィスオンザブリッジ	(1年6ヶ月分)	2014年度第3回 2016年度第1回
						2017	2017年4月13日	2019年3月31日	一般競争入札[総合評価落札方 式]	有限会社オフィスオンザブリッジ	(1年11ヶ月 分)	
				横浜国際セン		2015	2015年4月1日	2017年3月31日	一般競争入札[総合評価落札方 式]	公益財団法人海外日系人協会	53,078,970 (2年分)	
	2	15	2017-2019年度日系研修導入・実施支援業務	ター 市民参加協力課	各種業務委託	2017	2017年4月3日	2020年3月31日	一般競争入札[総合評価落札方 式]	公益財団法人海外日系人協会	45,203,015 (3年分)	
4. 研修・セミナー関連(業務支援: 研修)				横浜国際セン		2015	2015年11月16日	2017年3月10日	参加意思確認公募	特定非當利活動法人橫浜NGO連絡会	2,491,310 (1年3ヶ月分)	
	3	16	2017-2019年度かながわNGO学びの会業務委託契約	領从国际セン ター 市民参加協力課	各種業務委託	2017	2017年5月31日	2020年3月20日	一般競争入札[総合評価落札方 式]	特定非営利活動法人横浜NGO連絡会	4,994,978 (2年9ヶ月分)	
						2016	2016年11月1日	2017年3月31日	一般競争入札[総合評価落札方 式]	アイ・シー・ネット株式会社	10,929,600 (5ヶ月分)	
	4	17	2017-2019年度NGO等向け事業マネジメント研修	国内事業部 市民参加推進課	各種業務委託	2017	2017年6月23日	2019年6月30日	一般競争入札[総合評価落札方 式]	アイ・シー・ネット株式会社	80,990,280 (2年分)	
			2017年度開発教育支援並びに国際協力事業広報に係	北海道国際セン		2016	2016年4月1日	2017年3月31日	実質継続契約(初年度に一般競争 入札[総合評価落札方式]実施)	十勝インターナショナル協会	7.500.037 (1年分)	
	1	18	2017年度開発教育支援並びに国際協力事業仏報に係る業務委託契約	北海道国際セン ター(帯広) 道東業務課	各種業務委託	2017	2017年4月1日	2018年3月31日	一般競争入札[総合評価落札方 式]	十勝インターナショナル協会	7.474.680 (1年分)	
				沖縄国際セン ター 市民参加協力課	各種業務委託	2015	2015年4月1日	2017年3月31日	一般競争入札[総合評価落札方 式]	公益社団法人青年海外協力協会	10,333,768 (2年分)	
5. 広報関連(業務支援:広報)	2	19	2017-2018年度JICA沖縄開発教育支援プログラム(生 徒・児童向け)業務委託契約			2017	2017年4月3日	2019年3月20日	企面競争	公益社団法人青年海外協力協会	12,946,176	2016年度第1回
	3					2015	2015年4月15日	2017年3月31日	一般競争入札[総合評価落札方	特定非営利活動法人沖縄NGOセン	分) 9,508,348 (1年11ヶ月	
		20	2017-2018年度JICA沖縄開発教育支援プログラム(教 員向け)業務委託契約	沖縄国際セン ター 市民参加協力課	各種業務委託				式]	ター 特定非営利活動法人沖縄NGOセン	分) 10,920,946	
				市民参加協力課		2017	2017年4月6日	2019年3月20日	企面競争	9-	(1年11ヶ月 分)	

2017年度第3回契約監視委員会:参加意思確認公募の個別点検対象契約リスト(2016または2017年度契約)

番号	資料 No.	主管部	担当部署	契約件名	調達種別	契約締結日	契約完了日	契約金額(円)	契約相手先
1	21	管理部	管理課	2017-2021年度JICA海外拠点の公用車自動車保険加入契約(1年次)	その他	2017年3月21日	2018年4月1日	2, 037, 550	東京海上日動火災保険株式会 社
2	22	人間開発部	高等教育・ 社会保障 ループ高 等・技術教 育チーム	アフリカ地域「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ (ABEイニシアティブ)『修士課程およびインターンシップ』プログラ ム」実施支援業務(追加分)業務実施契約	コンサルタント等契約	2017年4月5日	2022年11月15日	478, 758, 600	一般財団法人日本国際協力セ ンター
3	23	北海道国際センター(帯広)	道東業務課	2017年度JICA北海道(帯広)地域連携アドバイザーに係る業務委託契約	各種業務委託	2017年4月14日	2018年3月30日	2, 041, 632	個人
4	24	筑波国際セン ター	研修業務課	2017-2019年度農業機械分野研修補助業務委託契約	各種業務委託	2017年4月3日	2020年3月31日	42, 120, 000	株式会社川上農場

法 人	名	独立行政法人国際協力機構
案 件 番	号	1. –1
契 約 の 件 名 及 で	び数量	2017-2021年度課題支援業務(自然環境保全分野)
契 約 金	額	174, 955, 680円
契 約 締 糸	洁 日	2017年3月30日
契 約 期	間	2017年3月30日~2021年11月30日
契約の相手方の商号又	は名称等	株式会社ティックス
入 札 及 び 契 約	方 式	一般競争入札[総合評価落札方式]
関心表明者数(資格申請者、説明:	会参加者等)	3者((一社)海外林業コンサルタンツ,(一財)日本国際協力センター), キヤノンビズアテンダ(株)
公 告 期	間	15日間
	一者応札	・応募の改善取組内容
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	0	新旧業者間の引継ぎ期間を新たに設けるとともに、意見招請/ 仕様書案説明会による意見等を踏まえ、マイナンバー関連業 務や非常勤スタッフの業務内容、招へい事業、REDD+タスク業 務、COP海外業務等の詳細情報を仕様書に追記することで、新 規参入者に配慮した。
②入札説明会の開催	×	(入札説明会は行わず、意見招請と仕様書案の説明会の実施 に替えた。)
③業務等準備期間の十分な確保	0	公告(2/16)に先立ち、昨年12月26日にプレ公告を実施。また1月16日に仕様書案の説明会を行い、業務の具体的な内容を説明した。
④公告期間の見直し	0	公告期間自体は前回から大きな変更はないが、公告開始前に 意見招請及び仕様書案の説明会を実施し、広く本業務の内容 を周知した。
⑤公告周知方法の改善	0	過去に類似業務へ応札した業者情報を調達部から入手し、10 者に対しメールと電話にて、公告掲載した旨通知した。
⑥業者選定方式の見直し	×	(前回から変更なし)
⑦業者等からの聴き取り	0	1月に実施した意見招請にて入札公告(案)を調達部HPに掲載 し、関心業者から意見・質問(22件)を受領、HP上で回答し た。また受領した意見等を仕様書へ反映し改善を図った。
⑧事前の応募勧奨	0	過去に類似業務へ応札した業者情報を調達部から入手し、10 者に対しメールと電話にて応募勧奨と意見招請(回答)掲載 の周知を行った。
⑨過去の契約監視員会での指摘事項((該当なし)

法人における事後点検の結果講ずることとした措置

今回契約時の改善の取組みに加え、次回契約に向け以下の改善策を行う。

- 1 意見招請に加え、入札説明会の開催を検討し、新規参入者も含め、より広く本業務を周知する。
- 2. 公示日から競争参加資格申請締切日までの公告期間を3週間以上確保する。

契約監視委員会のコメント

1. -2も含めて「課題別支援」という類似性の高い案件について、今後の公示予定時期等をまとめて示すことで、予め人員配置等の検討がしやすくなるのではないか。また、カテゴリー分けした「一般業務支援」というネーミングであれば、専門性は必要ないということが理解しやすいので、ネーミングの設定を工夫してはどうか。

(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

上記方法について、対応可否を検討していくこととする。

本案件を審議した契約監視委員会の委員

法		独立行政法人国際協力機構
案 件 番	亏	1. –2
契約の件名及で	び数量	2017-2021年度課題支援業務(水資源・防災分野)
契 約 金	額	338, 040, 000円
契 約 締 糸	吉 日	2017年3月17日
契 約 期	間	2017年3月17日~2021年11月30日
契約の相手方の商号又	は名称等	株式会社建設技研インターナショナル
入 札 及 び 契 約	方 式	一般競争入札[総合評価落札方式]
関心表明者数(資格申請者、説明:	会参加者等)	1
公 告 期	間	20日間
	一者応札	・応募の改善取組内容
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	0	業務の予測性を高めるため、国際会議業務につき、具体的に 業務量を記載。
②入札説明会の開催	×	
③業務等準備期間の十分な確保	0	入札公告(1月)に先立ち、意見招請(9月)及びプレ公告(12 月)を行い、前広に周知した。
④公告期間の見直し	×	
⑤公告周知方法の改善	0	入札公告時点で水資源分野のコンサルタント会社6者にメール で周知を行った。
⑥業者選定方式の見直し	×	
⑦業者等からの聴き取り	0	応募勧奨を行ったものの、応札しなかった業者へのヒアリン グを行った。
⑧事前の応募勧奨	0	プレ公告(12月)によって公告前の応募勧奨を行った。
⑨過去の契約監視員会での指摘事項 (海外での業務経験を優先すると 競争性の確保は難しい)	0	海外での業務経験は資格要件から外した。

法人における事後点検の結果講ずることとした措置

- ①技術系と事務系の双方の人員確保が必要な業務であり、公示で共同企業体の結成を認めている。応募勧奨の際にその点を強調して周知する。
- ②これまでは水資源・防災分野のコンサルタント会社を中心に応募勧奨を行ってきたが、事務系の会社にも応募勧奨先を広げ、技術系要員を補強として要員に含めることで本業務に応札することを検討するよう慫慂する
- ③資格要件を満たせば業務従事者の短期交代を現行契約でも行っており、応募勧奨の際に人員配置を柔軟にできる点を周知する。

契約監視委員会のコメント

|業務指示書の業務内容にある「水資源・防災分野課題に関する各種照会に対する情報提供」というものが、専 |門性がどこまで必要なのか不明瞭であり、記載の仕方に工夫の余地がある。

(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

上記措置に加え、次回調達時に業務指示書の業務内容をより明確に記載する等見直しを検討する。

本案件を審議した契約監視委員会の委員

法	人				名	独立行政法人国際協力機構
案 件	<u> </u>	番			号	1. –3
契約の	件 名	及	び	数	量	2017-2019年度日系社会次世代育成研修(中学生招へいプログラム)にかかる運営管理業務
契約	5	金			額	147, 477, 480円(落札額72, 501, 480円、預け金74, 976, 000円)
契約	締	i	結		日	2017年4月3日
契約		期			間	2017年4月3日~2020年3月31日
契約の相手	方の商	号 又	は	名 称	等	公益財団法人海外日系人協会
入 札 及	び 身	22 約	l	方	式	一般競争入札[総合評価落札方式]
関心表明者数(資格申請者	、説明	会参	加者等	})	3
公	<u>-</u> ī	期			間	29日間
				一者	応札	1・応募の改善取組内容
改善	喜項目			状況		具体的な取組内容
①仕様書の見直し	, 等			0		類似業務である「高校生・大学生招へいプログラムにかかる運 営管理業務」と共通フォーマットでの仕様書に見直した。
②入札説明会の開]催			0		関心表明者の便宜を図るため、類似業務である「高校生・大学 生招へいプログラムにかかる運営管理業務」の入札説明会を同 一日に連続して行った。
③業務等準備期間	引の十分な研	隺保				
④公告期間の見直	īl			0		公告期間を約1ヶ月間(2016年12月13日〜2017年1月10日)した 上で、 競争参加資格申請期間を10日間延長した。
⑤公告周知方法 <i>の</i>)改善					
⑥業者選定方式の)見直し					
⑦業者等からの駆	き取り					
⑧事前の応募勧奨				0		応札候補と考えられる4者に応募勧奨を行った。
・ は り 定型的な 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十				0		仕様書の見直しにより類似業務との定型化を図る対応をした。
		法人	いこま	≎ける፤	事後	点検の結果講ずることとした措置

①資格要件(加点)として「日常生活に支障のない程度のスペイン語又はポルトガル語能力があることが求められる」を、業務責任者及び業務従事者両方に求めていたが、どちらか一方でもよいことにする。

②実施時期の変更を検討する。(ただし、参加者の学校休暇時期、体験入学先学校の受入可能時期を考慮する。)

契約監視委員会のコメント

競争性を高めるために上記①を実施するということではなく、業務の必要性に照らした要件の見直しについて検討 した結果であるという説明が必要と思慮。

(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

業務上、資格要件として、業務責任者又は業務従事者のいずれか一方にスペイン語又はポルトガル語能力があることは必須ではなく、有利ということで加点扱いとする。

本案件を審議した契約監視委員会の委員

法人		独立行政法人国際協力機構
案 件 番	亏	1. –4
契約の件名及	び数量	2017年度社会還元オリエンテーション及びJICAボランティア 帰国報告会運営事務局業務
契 約 金	額	3, 698, 924円
契 約 締 :	結 日	2017年5月17日
契 約 期	間	2017年5月17日~2018年2月28日
契約の相手方の商号又	は名称等	公益社団法人青年海外協力協会
入 札 及 び 契 約	方 式	企画競争
関心表明者数(資格申請者、説明:	会参加者等)	1
公 告 期	間	22日間
	一者応札	・応募の改善取組内容
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	×	
②入札説明会の開催	×	
③業務等準備期間の十分な確保	×	
④公告期間の見直し	×	
⑤公告周知方法の改善	×	
⑥業者選定方式の見直し	×	
⑦業者等からの聴き取り	×	
⑧事前の応募勧奨	0	〇ボランティア業務の広報等で接点を有する2者
⑨過去の契約監視員会での指摘事項()	_	該当なし

法人における事後点検の結果講ずることとした措置

- ①説明会を実施する。
- ②公告期間を5日以上延長する。 ③広告代理店等の企業・団体にも5者程度応募勧奨を行う。想定としては(株)敏弘社、(株)中部日本広告 社、(株)スカイシーズ、(一般社団法人)日本国際協力センター、(公益社団法人)青年海外協力協会。

契約監視委員会のコメント

上記措置について了承した。

(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

法人における事後点検の結果講ずることとした措置のとおり。

本案件を審議した契約監視委員会の委員

法				人				;	名	独立行政法人国際協力機構
案			件		番				号	1. –5
契	約	Ø	件	名	及	び	数	Œ.		2017-2020年度研修員等に係る航空券手配及び送迎に関する業務 委託 その1 (島嶼部東南アジア地域・大洋州地域) (単価契 約)
契			約		金				額	161, 047, 020円
契		約		締		結			日	2017年6月27日
契			約		期				間	2017年7月1日~2021年3月31日
契	約の	相号	手 方	の商	号 又	は	名	称:	等	株式会社国際サービス・エージェンシー
入	札	及	. 7),	契 糸	勺	方	,	式	一般競争入札[総合評価落札方式]
関川	心表明:	者数	(資格	申請者	旨、説明	会参	多加さ	者等)	4者
公			告		期				間	22日間
										し・応募の改善取組内容
		改	善項目	1			状	況		具体的な取組内容
11	士様書の	の見直	し等				C)		応札者が業務内容をより理解できるよう、比較的多く発生する 「変更・トラブル対応」や「報告・情報提供」の業務につい て、より具体化、明確化を図った。
2)	入札説明	明会の	開催				C)		日本旅行、JTB、近畿日本ツーリスト、国際サービスエージェンシーの4者が参加した。
3	業務等達	隼備期	間の十	├分な	確保		>	<		
41	公告期間	間の見	.直し				>	<		
5 4	公告周知	印方法	の改善	Ė			()		ホームページ掲載のうえ、平成25年度契約時の応札者3者 (KSA、日旅、TOP) に加え、2016年1月期の海外旅行取扱額上位 5者の4者*(JTB、HIS、阪急交通社、近畿日本ツーリスト) の計 7社に電話で応募勧奨を実施した。
⑥業者選定方式の見直し ×						>	<			
7	業者等が	からの	聴き耶	ÞΫ)		前回入札説明書を受領したものの、入札には参加しなかった業 者に理由等をヒアリングした。
8	事前の原	さ募勧	奨				()		平成25年度契約時の応札者3社に加え、2016年1月期の海外旅行 取扱額上位5者の4者*(うち1者は前回応募者)の計7者に応募勧 奨を実施した。
91 (過去の割	契約監	視員会	<u></u> きでの	指摘事項	頁	-	-		該当なし

法人における事後点検の結果講ずることとした措置

- ・業務実施体制構築の検討時間を確保するため、公告期間・準備期間を延長する。
- ・今次の入札においては、変更・キャンセルについて過去1年の事例・件数を提示したが、次回には過去3年分の事例について提示する
- ・受注側の参入を容易にするため、再度契約期間や地域割りについて検討を行う。 (場合によっては意見招請を行う)
- ・今回、説明会に参加した企業に加え、参加いただけなかった企業に勧奨を行う

契約監視委員会のコメント

変更・トラブル対応も当初設定の1件あたりの単価の中に含まれていると採算が取りにくいと考えるので、工夫 が必要である。

(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

上記措置事後点検の結果講ずることとした措置のとおり。

本案件を審議した契約監視委員会の委員

法		人					名	独立行政法人国際協力機構
案	件		番				号	16
契 約	の件	名	及	び	数	t	量	2017-2020年度研修員等に係る航空券手配及び送迎に関する業務委託 その4(中南米地域) (単価契約)
契	約		金				額	120, 335, 760円
契	約	締		結			日	2017年6月27日
契	約		期				間	2017年7月1日~2021年3月31日
契約の	相手方	の商	号 又	は	名	称	等	株式会社国際サービス・エージェンシー
入 札	及 で	ブ 契	Į ;	約	方		式	一般競争入札[総合評価落札方式]
関心表明	者数(資格	申請者	、説明	会参	≽加:	者等)	4者
公	告		期				間	22日間
					_	者応	札	・応募の改善取組内容
	改善項目	∃			状	況		具体的な取組内容
①仕様書の	の見直し等				()		応札者が業務内容をより理解できるよう、比較的多く発生する「変更・トラブル対応」や「報告・情報提供」の業務について、より具体化、明確化を図った。
②入札説明	月会の開催				(C		日本旅行、JTB、近畿日本ツーリスト、国際サービスエージェンシーの4者が参加した。
③業務等2	準備期間の−	├分な確	保		;	×		
④公告期間	間の見直し				;	×		
⑤公告周知	印方法の改割	善			(Э		ホームページ掲載のうえ、平成25年度契約時の応札者3者 (KSA、日旅、TOP) に加え、2016年1月期の海外旅行取扱額上 位5者の4者*(JTB、HIS、阪急交通社、近畿日本ツーリスト) の計7社に電話で応募勧奨を実施した。
⑥業者選足	定方式の見画	直し			;	×		
⑦業者等が	からの聴き取	反り			(O		前回入札説明書を受領したものの、入札には参加しなかった 業者に理由等をヒアリングした。
⑧事前の原	芯募勧奨				()		平成25年度契約時の応札者3社に加え、2016年1月期の海外旅 行取扱額上位5者の4者*(うち1者は前回応募者)の計7者に応 募勧奨を実施した。
⑨過去の 項	契約監視員会	会での指	摘事		-	_		該当なし
 								

法人における事後点検の結果講ずることとした措置

- ・業務実施体制構築の検討時間を確保するため、公告期間・準備期間を延長する。
- ・今次の入札においては、変更・キャンセルについて過去1年の事例・件数を提示したが、次回には過去3年分の事例について提示する
- ・受注側の参入を容易にするため、再度契約期間や地域割りについて検討を行う。(場合によっては意見招請を行う)
- ・今回、説明会に参加した企業に加え、参加いただけなかった企業に勧奨を行う

契約監視委員会のコメント

1.-5に同じ。

(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

1.-5に同じ。

本案件を審議した契約監視委員会の委員

法	人	•			名	独立行政法人国際協力機構
 案	件	番			号	1. –7
契 約 の	件名	及	び	数		2017年-2020年度研修員等に係る航空券手配及び送迎に関する業務委託 その5 (アフリカ地域・中東地域・欧州地域) (単価契約)
契	約	金			額	322, 841, 535円
契約	締	i	結		日	2017年6月27日
契	約	期			間	2017年7月1日~2021年3月31日
契約の相	手方の	商号又	はね	名 称	等	株式会社国際サービス・エージェンシー
入 札 及	び	契 約] :	方	式	一般競争入札[総合評価落札方式]
関心表明者数	(資格申請	者、説明	会参加	加者等	F)	4者
公	告	期			間	22日間
				一者応	5札	・応募の改善取組内容
改	善項目			状況		具体的な取組内容
①仕様書の見直	[し等			0		応札者が業務内容をより理解できるよう、比較的多く発生する「変更・トラブル対応」や「報告・情報提供」の業務について、より具体化、明確化を図った。
②入札説明会の	開催			0		日本旅行、JTB、近畿日本ツーリスト、国際サービスエージェンシーの4者が参加した。
③業務等準備期	間の十分な	な確保		×		
④公告期間の見	.直し			×		
⑤公告周知方法	の改善			0		ホームページ掲載のうえ、平成25年度契約時の応札者3者 (KSA、日旅、TOP) に加え、2016年1月期の海外旅行取扱額上 位5者の4者*(JTB、HIS、阪急交通社、近畿日本ツーリスト) の計7社に電話で応募勧奨を実施した。
⑥業者選定方式の見直し ×						
⑦業者等からの	聴き取り			0		前回入札説明書を受領したものの、入札には参加しなかった 業者に理由等をヒアリングした。
8事前の応募勧				0		平成25年度契約時の応札者3社に加え、2016年1月期の海外旅行取扱額上位5者の4者*(うち1者は前回応募者)の計7者に応募勧奨を実施した。
⑨過去の契約監 項 (視員会での	の指摘事		_		該当なし
					,,,	

法人における事後点検の結果講ずることとした措置

- ・業務実施体制構築の検討時間を確保するため、公告期間・準備期間を延長する。
- ・今次の入札においては、変更・キャンセルについて過去1年の事例・件数を提示したが、次回には過去3年分の事例について提示する
- ・受注側の参入を容易にするため、再度契約期間や地域割りについて検討を行う。(場合によっては意見招請を行う)
- ・今回、説明会に参加した企業に加え、参加いただけなかった企業に勧奨を行う

契約監視委員会のコメント

1.-5に同じ。

(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

1.-5に同じ。

本案件を審議した契約監視委員会の委員

法	名	独立行政法人国際協力機構
案 件 番	号	2. –1
契約の件名及で	び数量	2017-2018年度日越大学構想に係るJICA国内事務局支援業務
契 約 金	額	62, 817, 120円
契 約 締 糸	洁 日	2017年4月3日
契 約 期	間	2017年4月3日~2019年1月31日
契約の相手方の商号又	は名称等	一般財団法人東亜総研
入 札 及 び 契 約	方 式	一般競争入札[総合評価落札方式]
関心表明者数(資格申請者、説明:	会参加者等)	1
公 告 期	間	14日間
	一者応札	・応募の改善取組内容
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	0	総括要件「越国における高等教育、民間企業の動向について の知見を有していること」を削除。
②入札説明会の開催	×	(開催なし)
③業務等準備期間の十分な確保	0	公告から契約開始予定日までの期間を、前回の約1ヵ月(2015年11月4日公告・12月上旬契約予定)から今回は約1か月半 (2017年2月17日公告・4月3日契約予定)に延長。
④公告期間の見直し	0	公告から入札までの期間を、前回の27日間(2015年11月4日公告・11月30日入札会)から今回は33日間(2017年2月17日公告・3月21日入札会)に延長。
⑤公告周知方法の改善	0	今次契約では、公告前(2017年1月13日)に意見招請を行っ た。
⑥業者選定方式の見直し	×	(一般競争入札[総合評価落札方式]から変更なし)
⑦業者等からの聴き取り	0	応札候補と考えられる業者2者にヒアリングした。
⑧事前の応募勧奨	0	応札候補と考えられる5者に応募勧奨を行った。
⑨過去の契約監視員会での指摘事項()	-	(該当なし)

法人における事後点検の結果講ずることとした措置

- ・本業務に対応可能な社内体制整備(関連経験のある人材確保等)に必要な時間を十分に確保するため、次回 契約の準備段階では、今回より早いタイミングでの意見招請を行う。
- ・応札条件を緩和するため、仕様書に記載されている留意事項「過去の経緯にかかる深い理解のもと、業務を遂行すること(契約締結後、JICAより関連資料を提示。)」を「過去の経緯を踏まえて業務を遂行すること(契約締結後(必要に応じ締結前)に、JICAよりブリーフィング実施)」等に変更する。

契約監視委員会のコメント

支払い業務のチェック等、事務局・主管部及び調達部の役割分担について、非効率な点はないか見直しを検討 すること。

(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

関係部と協議の上、効率化を検討する。

本案件を審議した契約監視委員会の委員

法 人 案 件		独立行政法人国際協力機構
'''	亏	2. –2
契 約 の 件 名 及 び 数	数 量	2017-2020森林・自然環境保全分野におけるリモートセンシング・GISの活用に係る技術課題解決支援業務
契 約 金	額	55, 896, 480円
契 約 締 結	日	2017年7月27日
契 約 期	間	2017年8月1日~2020年7月31日
契約の相手方の商号又は名	称 等	一般財団法人リモートセンシング技術センター
入 札 及 び 契 約 方	式	一般競争入札(総合評価落札方式)
関心表明者数(資格申請者、説明会参加	者等)	2者(資格申請者:1者、入札説明書に関する質問:1者)
公 告 期	間	21日間
_	·者応札	・応募の改善取組内容
改善項目	た	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	0	契約予定期間をより長期とし(従来の1年→3年)、人月数を増加させ、期間内の業務従事者の弾力的配置を可能にすることとした。
②入札説明会の開催	×	
③業務等準備期間の十分な確保	×	
④公告期間の見直し	×	
⑤公告周知方法の改善	×	
⑥業者選定方式の見直し	×	
⑦業者等からの聴き取り	0	落札したRESTECを含め、4者へヒアリングを行った。
⑧事前の応募勧奨 (0	落札したRESTECを含め、4者へ応募勧奨を行った。
⑨過去の契約監視員会での指摘事項 (技術的専門性の高い成果品の質の担保・確認をどのように行っているのか)	0	専門員の知見も活用しながら、成果品のチェックを行っていたが、現在、会議や勉強会等を通じJAXAやコンサルタント等関連ステークホルダーからも意見交換を行う場を設け、チェックの視点の複数化、多層化することにより、質の担保・確認を行っている。

法人における事後点検の結果講ずることとした措置

本契約は、森林・自然環境保全分野においてリモートセンシング・GIS技術を活用した業務を行う者であれば、 十分に応札できるものであるが、類似業務の受注実績がある者は4者程度にとどまる。このような状況の下、契 約期間内に専門知識を有する技術者が配置され、競争性のある入札環境を確保するためには、十分な周知期間 及び要員計画の弾力的な立案を可能にするための契約期間を長期化が効果的と考えられる。契約期間の長期化については今回も実施したが、公告期間の長期化は行えなかったため、次回契約に向けては、プレ公示を実施 し、公告期間をより長く設定するとともに、候補となる者に対して積極的な応募勧奨を引き続き行うこととす る。

契約監視委員会のコメント

他者が参入しづらい印象を受けるが、リソースは限られるものの、技術的レベルの質の確保が可能な候補者が 4者存在するということで承知した。

(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

法人における事後点検の結果講ずることとした措置のとおり。

本案件を審議した契約監視委員会の委員

法 人	名	独立行政法人国際協力機構							
案 件 番	号	3. –1							
契 約 の 件 名 及	び数量	2017-2020年度JICA九州車両運行管理							
契 約 金	額	47, 433, 600円							
契 約 締 :	結 日	2017年3月31日							
契 約 期	間	2017年3月31日~2021年3月31日							
契約の相手方の商号又	は名称等	株式会社スピナ							
入 札 及 び 契 約	方 式	一般競争入札[総合評価落札方式]							
関心表明者数(資格申請者、説明:	会参加者等)	1							
公 告 期	間	22日間							
	一者応札	・応募の改善取組内容							
改善項目	状況	具体的な取組内容							
①仕様書の見直し等	0	要員の資格要件を緩和した(英語能力の撤廃、類似業務経験 の緩和等)。委託経費の考え方(一定の残業代を含む単価設 定の是非)を整理した。							
②入札説明会の開催	×								
③業務等準備期間の十分な確保	×								
④公告期間の見直し	0	公告期間の拡大(前契約16日)							
⑤公告周知方法の改善	×								
⑥業者選定方式の見直し	×								
⑦業者等からの聴き取り	0	意見招請公告を行い、応札候補と考えられる者からの改善意 見等を本公告の仕様に反映した。							
⑧事前の応募勧奨	0	他国内機関の同様業務受注者等、応札候補と考えられる4者に 応募勧奨を行った。							
⑨過去の契約監視員会での指摘事項 (類似契約において複数応札の あった国内機関の取り組みを参考 とする。)	0	同様業務受注者の把握、事前の応募勧奨を行った。 建物管理契約への統合については、当地でのメリットデメ リットに鑑みた検討を行った。→契約途中での統合は行わな いこととした。							
法人任	こおける事後点	法人における事後点検の結果講ずることとした措置							

法人における事後点検の結果講することとした措置

- ①要員が真に常駐が必要が検討。
- ②要員配置の柔軟な対応と、技術提案書と同時に経歴書を提出すべきポストの検討
- ③資格要件の更なる緩和。
- ④公告期間の更なる拡大。

契約監視委員会のコメント

一般的な価格と比較して単価が安い印象があるが、市場調査を行い適切な価格設定をした上での結果というこ とで承知した。

(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

法人における事後点検の結果講ずることとした措置のとおり。

本案件を審議した契約監視委員会の委員

法 人	á	独立行政法人国際協力機構
案 件 番	F	7 3. –2
契 約 の 件 名 及	び数量	』 2017-2019年度JICA九州コンピュータ運用支援業務
契約金	客	到 32, 335, 200円
契約締	結 E	2017年3月31日
契約期	P	2017年3月31日~2020年3月31日
契約の相手方の商号又	は名称等	西日本電信電話株式会社
入 札 及 び 契 約	」 方 豆	一般競争入札[総合評価落札方式]
関心表明者数(資格申請者、説明	会参加者等)	4
公 告 期	P	司 22日間
	一者応村	し・応募の改善取組内容
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	0	要員の常駐要件について、事前連絡により、一定の範囲内で の受注者への裁量を認めるものとした。
②入札説明会の開催	×	
③業務等準備期間の十分な確保	×	
④公告期間の見直し	0	公告期間の拡大(前契約18日間)
⑤公告周知方法の改善	×	
⑥業者選定方式の見直し	×	
⑦業者等からの聴き取り	×	
⑧事前の応募勧奨	0	応札候補と考えられる地場の関連企業4者に応募勧奨を行っ た。
⑨過去の契約監視員会での指摘事項 項 (情報セキュリティの総合的観点 からの研修員への支援)	×	研修員の私用端末のウイルス検知の実態から、ネットワーク ヘ与える影響が大きいものとして、従前どおり支援を行わざ るをえないものする。

法人における事後点検の結果講ずることとした措置

- ①常駐要員は、裁量による常駐体制の工夫等(複数名の配置による分担制、裁量による常駐日時等)、応札者の裁量が可能な旨、業務指示書に記載する。
- ②本公告前の入札説明書(案)に対する意見招請を行う。
- ③応札者の体制整備に資するよう公告期間の一層の拡大を検討する。
- ④業務責任者を含む要員の資格要件について緩和を検討する。

契約監視委員会のコメント

上記措置のとおり了承した。

(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) 法人における事後点検の結果講ずることとした措置のとおり。

本案件を審議した契約監視委員会の委員

法		人				名	独立行政法人国際協力機構
 案	件		番			号	33
契 約	の件	名	及	び	数	量	2017年度~2021年度筑波国際センターネットワーク等運用支援業務契約
契	約		金			額	18, 522, 000円(うち消費税1, 372, 000円)
契	約	締		結		日	2017年4月3日
契	約		期			間	2017年4月3日~2022年3月31日
契約の	相手方	の商	号 又	は	名:	称 等	株式会社国際協力データサービス
入札	及	び	契約	5	方	式	一般競争入札(総合評価落札方式)
関心表明	者数(資料	各申請者	f、説明	会参	∳加者	(等)	資格申請者 1 説明会参加者 3
公	告		期			間	22日間
					一者	訴応札	・応募の改善取組内容
	改善項	i目			状》	兄	具体的な取組内容
①仕様書(の見直し等	į			С		技術提案書に成果物とその管理手法に関して記載することを 必須項目から加点項目に変更。 業務にJICA筑波のIT環境改善に関して提言することを追加。 契約期間を2年間から5年間に延長。
②入札説印	明会の開催	[С	ı	前回、今回ともに業務説明会を開催。
③業務等	隼備期間の	十分なる	確保		С		入札日から業務開始までの期間を27日から39日に伸ばした。
④公告期[間の見直し				С	1	公告日から技術提案書提出までの期間を31日から34日に伸ば した。
⑤公告周5	印方法の改	善			С	ı	プレ公告をHPに掲載。公告をJICA筑波所内掲示版及びHPに掲載した他、JICAからの類似業務受注実績のある2者及びつくば市内に拠点を持つ業者3者に周知。茨城県情報サービス協会加盟59社に公告を周知、入札参加を募った。
⑥業者選	定方式の見	,直し			×		
⑦業者等ス	からの聴き	取り			С		JICAの類似業務受注実績のある2者から事前にヒアリングを実施。 前回、業務説明会に参加するも資格申請を行わなかった1者に対し理由を問い合わせたが、回答はなかった。
⑧事前の原	 芯募勧奨				С		JICA類似業務受注実績のある2者に事前の応募勧奨を行った。
9.適去の 項 (兴 利監視貝	云での	百捆 事)		-		該当なし
				-			

法人における事後点検の結果講ずることとした措置

- ・プレ公告や調達スケジュールの前倒し
- ・公告期間及び準備期間の延長
- ・事前の応募勧奨の対象の拡大
- 全省庁統一資格の対象資格の拡大

契約監視委員会のコメント

IT関連のこの種の業務は、関東圏等近隣のセンターとまとめて発注することで規模も大きくなり、参入者が増える可能性があり、また業務の効率化の観点も踏まえ、検討すること。

(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

センターごとのIT環境、発注内容等確認しつつ横断的な発注の可能性につき、検討する。

本案件を審議した契約監視委員会の委員

法	名	独立行政法人国際協力機構
案 件 番	号	34
契 約 の 件 名 及	び数量	2017-2019年度 JICA筑波国際センター 研修員の健康診断業務契約 (単価契約)
契 約 金	額	5, 349, 564円
契 約 締	結 日	2017年4月3日
契 約 期	間	2017年4月3日~2020年3月31日
契約の相手方の商号又	は 名 称 等	公益財団法人筑波メディカルセンター
入 札 及 び 契 約	方 式	不落随意契約
関心表明者数(資格申請者、説明	会参加者等)	1者
公 告 期	間	30日間
	一者応札	・応募の改善取組内容
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	0	年間実施予定回数、受診予定人数(合計および1回あたり)を仕様書に記載した。また、前回入札時の仕様書で様式集はHPアドレスのみ掲載していたが、実際の様式を添付した。
②入札説明会の開催	0	
③業務等準備期間の十分な確保	×	
④公告期間の見直し	0	前回 (FY2014)20日間から今回 (FY2017)30日に延長
⑤公告周知方法の改善	0	前回公示では行わなかったプレ公示を行った。また、メール・電話 によりプレ公示に9者、公示時に5者に対して応募勧奨を行った
⑥業者選定方式の見直し	×	
⑦業者等からの聴き取り	0	料金調査時および応募勧奨時にコメントを受けた(補足情報⑤)
⑧事前の応募勧奨	0	プレ公示時に9者、本公示時に5者に応募勧奨を行った。
⑨過去の契約監視員会での指摘事項 (研修員の通院実績のある医療機関な ど応札可能性のある5機関に対し、応 募勧奨を前広かつ積極的に行う)	0	プレ公示および公示期間の延長により前広に周知を図った。またプレ公示時に9者、本公示時に5者に応募勧奨を行った。

法人における事後点検の結果講ずることとした措置

研修員の通院実績のある医療機関など応札可能性のある機関に対し、引き続き応募勧奨をより前広かつ積極的に行う。

契約監視委員会のコメント

語学の問題がある場合、契約相手方でなくとも語学のできる者が同伴するというサポートの方法も含め、検討すること。

(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

上記指摘への対応可否について検討する。

本案件を審議した契約監視委員会の委員

法 人	名	独立行政法人国際協力機構				
案 件 番	号	4. –1				
契約の件名及び	らり 数 量	2017-2018年度 管理職・役職員向け職員研修(広報・コミュニケーション)				
契 約 金	額	10, 648, 800円				
契 約 締 糸	吉 日	2017年4月13日				
契 約 期	間	2017年4月13日~2019年3月31日				
契約の相手方の商号又	は 名 称 等	有限会社オフィスオンザブリッジ				
入 札 及 び 契 約	方 式	一般競争入札[総合評価落札方式]				
関心表明者数(資格申請者、説明会	会参加者等)	2				
公 告 期	間	17日間				
	・応募の改善取組内容					
改善項目	状況	具体的な取組内容				
①仕様書の見直し等	0	前回の監視委員会提言に従い、多くの者に本業務イメージをより具体的にしていただき、参入・応札可能性を高めるため、過去に実施した研修内容が分かる資料(プレゼンテーション資料等)を、新たに公示資料の中に追加した。				
②入札説明会の開催	0	2者の参加を得て実施。				
③業務等準備期間の十分な確保	0	半年間の契約期間の中で、受注者が複数回の研修実施時期を ある程度自由に計画できるようにし、必要な準備期間を柔軟 に確保できるよう配慮した。				
④公告期間の見直し	×					
⑤公告周知方法の改善	×					
⑥業者選定方式の見直し	×					
⑦業者等からの聴き取り	0	応札候補と考えられる5者からヒアリングを実施。				
⑧事前の応募勧奨	0	プレ公告をウェブサイトに掲載の上、応札広報と考えられる5 者に周知、応募勧奨。				
図週去の契約監視員会での指摘事項 (前年度までの研修内容が分かるような研修資料のサンプルを示すことを検討すること / 他の大手企業に対する研修の受注企業等を把握」 適宜広草無将生に今めるこ	0	上記①の通り、前年度実施資料を公示の際に提示した。 / 上記②の際、その点も考慮し、新規を含む5者に対して応募勧奨を行った。				
は 人に なける 東後 占途の 結里 謙 ずる ニレレー た 烘署						

法人における事後点検の結果講ずることとした措置

①研修対象者・内容等を含めトータルに見直しを行う。

- ②今回ヒアリングを行った企業を含め、5者以上に現行契約期間中から応札勧奨を促すと共に、公示に先立つ意 見招請や、事前説明会への参加勧奨も行う。
- ③応募要件の緩和。具体的には「政府官庁・公的機関での広報研修実施経験」を除き、一般企業だけでしか研 修経験がない者の参画を促す。

契約監視委員会のコメント

応募要件の「社員1,000人以上の会社で役員層向けの広報研修をした経験」と記載があるが、求める業務のノウ ハウがある応札者を的確に合理的に絞り込むために、応募要件の設定の仕方について、工夫が必要ではないか と考える。

(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

応募要件の業務経験の記載について、見直しを行う。

本案件を審議した契約監視委員会の委員

法 人	名	独立行政法人国際協力機構
案 件 番	号	42
契 約 の 件 名 及 び	数量	2017-2019年度日系研修導入・実施支援業務
契 約 金	額	45, 203, 015円
契 約 締 結	日	2017年4月3日
契 約 期	間	2017年4月3日~2020年3月31日
契約の相手方の商号又は	名 称 等	公益財団法人海外日系人協会
入 札 及 び 契 約	方 式	一般競争入札[総合評価落札方式]
関心表明者数(資格申請者、説明会	参加者等)	3(日系人協会、JOCA、ピースフィッシュジャパン*) *問い合わせのみ
公 告 期	間	28日間
	一者応札・応	5募の改善取組内容
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	0	公告期間2週間前に12日間にわたって、本計画に係る仕様書 (案)をHP上で公表し、意見招請を行った。
②入札説明会の開催	0	前回同様に業務説明会を実施し、2者の参加があった。
③業務等準備期間の十分な確保	0	入札会の設定を前回より16日間早め、引継に十分な期間を取れるように調整した。
④公告期間の見直し	0	公告期間を17日間から28日間に変更した。
⑤公告周知方法の改善	0	意見招請のプロセス及び入札公告のウェブ掲載情報を参入が予想される4業者に連絡、仕様書への意見を促すと共に応札について、PRした。
⑥業者選定方式の見直し	×	
⑦業者等からの聴き取り	0	意見招請のプロセスを加え、より多くの業者が参入しやすく なるよう仕様についての意見を募った。
⑧事前の応募勧奨	0	応札候補と考えられる(JOCA、JICE、日系人協会、アバンセコーポレーション)の4者に応募勧奨を行った。
⑨過去の契約監視員会での指摘事項()	_	該当なし

法人における事後点検の結果講ずることとした措置

応札の希望が重複する可能性がある案件と同時期の入札とならないよう、入札公告の時期を検討する。

契約監視委員会のコメント

前回と比較して契約金額が下がっているが、価格は適正であることは承知した。一方、減らした分は直営で実施したということであれば、トータルコストの検証を実施するのも有意義ではないかと考える。

(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

国内移動手配業務は他センターも実施しているため、トータルコストの算出は容易ではないが、可能な範囲で検証を行 う。

本案件を審議した契約監視委員会の委員

法 人	名	独立行政法人国際協力機構		
案 件 番	号	43		
契 約 の 件 名 及 で	び数量	2017-2019年度かながわNGO学びの会業務委託契約		
契 約 金	額	4, 994, 978円		
契 約 締 糸	洁 日	2017年5月31日		
契 約 期	間	2017年5月31日~2020年3月20日		
契約の相手方の商号又	は名称等	特定非営利活動法人横浜NGO連絡会		
入 札 及 び 契 約	方 式	一般競争入札(総合評価落札方式)		
関心表明者数(資格申請者、説明会	会参加者等)	1者		
公 告 期	間	29日間		
	一者応札	・応募の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容		
①仕様書の見直し等	0	参加意思確認公募から一般競争入札(総合評価落札方式)に 変更するに際し、前契約において実施したセミナーの内容、 業務量等の情報を加え、業務の全体像を想定しやすくした。		
②入札説明会の開催	0	入札説明会は公示期間中に1回設定している		
③業務等準備期間の十分な確保	0	参加意思確認公募における契約では契約開始から1か月以内に 1回目の研修を行うこととしていたが、一般競争入札(総合評価落札方式)では契約締結後1.5か月以内に第1回目の研修を 行うこととし、時間的余裕を持たせた。		
④公告期間の見直し	0	公示期間を18日間から29日間に変更した		
⑤公告周知方法の改善	×			
⑥業者選定方式の見直し	0	参加意思確認公募から一般競争入札(総合評価落札方式)に 変更した		
⑦業者等からの聴き取り	×			
⑧事前の応募勧奨	×			
⑨過去の契約監視員会での指摘事項()	-	該当なし		
ナ人における事後占給の結果議ずることとした措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				

法人における事後点検の結果講ずることとした措置

・業務の趣旨、目的、期待される効果などを考えると、地域のNGOによる研修実施が最も効果的であると考えられるところ、地域のNGOにヒアリングを行ったうえで実施時期、実施方法などの検討を行い、応募者増を図ることとしたい。

契約監視委員会のコメント

上記措置について了承した。

(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

法人における事後点検の結果講ずることとした措置のとおり。

本案件を審議した契約監視委員会の委員

法			名	独立行政法人国際協力機構	
案 件	番		号	4. –4	
契 約 の 件 名	3 及 7	· 数	量	2017-2019年度NGO等向け事業マネジメント研修	
契約	金		額	80, 990, 280円	
契 約 統	 帝	 結	日	2017年6月23日	
契約	期		間	2017年6月23日~2019年6月30日	
契約の相手方の	商号又	は名称	等	アイ・シー・ネット株式会社	
入 札 及 び	契 約	方	式	一般競争入札[総合評価落札方式]	
関心表明者数(資格申請	 青者、説明:	会参加者等	•)	5者(公示前の業務説明会参加者)	
公 告	期		間	23日間	
改善項目		状況		具体的な取組内容	
①仕様書の見直し等		0		公示・業務指示書の配布に先立ち、案件内容(案)について、業務説明会を開催した。業務内容(案)及び業務量(案)、業務期間(案)等について説明し、コメントのあった仕様を以下の通り見直した。 ①複数年度契約に変更した。 ②委託業務経費の支払方法は、契約交渉時に選択可能とした。 ③講師(正・副)を複数配置する場合、契約途中での入れ替わりも同等の経験・能力等(類似業務の経験、実務経験及び学位、資格等)を有することを確認のうえ、打合簿をもって変更可能とした。	
②入札説明会の開催		0		公示前に業務説明会を開催し、仕様書作成にあたり意見を聴取した。	
③業務等準備期間の十分	 な確保	×			
④公告期間の見直し		0		2016年度の公告期間は8/31-9/15(16日間)のため、6日間延長した。	
⑤公告周知方法の改善		0		HP掲載に加え、メール等による応募勧奨を実施した。	
⑥業者選定方式の見直し ×					
⑦業者等からの聴き取り 〇			公示前の業務説明会にて5団体から聴き取りを行った。		
⑧事前の応募勧奨		0		17団体に対し、メール等で応募勧奨を実施した。	
⑨過去の契約監視員会で(の指摘事項)	_		該当なし	
法人における事後点検の結果講ずることとした措置					

法人における事後点検の結果講ずることとした措置

- ①公示の案件名を業務内容がイメージできるように改善する。
- ②求められる経験等について正しく理解してもらうよう、仕様書の説明や表現をより具体的にする。
- ③次回においても、公示前に業務説明会を実施し、意見を聴取した上で仕様を確定する。
- ④公告に先立つプレ公告を行い、業務概要や実施予定時期等の情報を早期に提供する。特に人員配置・実施体制を十分に検討するための期間を確保する。
- 5公告期間及び業務準備期間を延長する。
- ⑥公告後に業務説明会を開催する。
- ⑦今回ヒアリングを行った企業を含め、20社以上に応募勧奨を行う。

契約監視委員会のコメント

前回と比較して契約金額が上がっているが、契約期間の違い、内容の負荷に拠るものということで、承知した。

(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

法人における事後点検の結果講ずることとした措置のとおり。

本案件を審議した契約監視委員会の委員

法 人	名	独立行政法人国際協力機構				
案 件 番	号	5. –1				
契約の件名及で	び数量	2017年度開発教育支援並びに国際協力事業広報に係る業務委 託契約				
契 約 金	額	7, 474, 680円				
契 約 締 糸	洁 日	2017年4月1日				
契 約 期	間	2017年4月1日~2018年3月31日				
契約の相手方の商号又	は名称等	十勝インターナショナル協会				
入 札 及 び 契 約	方 式	一般競争入札[総合評価落札方式]				
関心表明者数(資格申請者、説明:	会参加者等)	2				
公 告 期	間	49日間				
	一者応札	・応募の改善取組内容				
改善項目	状況	具体的な取組内容				
①仕様書の見直し等	0	競争参加資格のうち、「北海道地域」の条件を撤廃した。				
②入札説明会の開催	0	2017年1月19日に入札説明会を開催し、2者の参加を得た。				
③業務等準備期間の十分な確保	×					
④公告期間の見直し	0	公告期間を45日から49日に変更した。				
⑤公告周知方法の改善	×					
⑥業者選定方式の見直し	×					
⑦業者等からの聴き取り	0	応札候補と考えられる2者に事前に聴き取りを行った。				
⑧事前の応募勧奨	0	応札候補と考えられる2者に応募勧奨を行った。				
⑨過去の契約監視員会での指摘事項()	-	該当なし				
ナーにかけて東後占松の幼田港ボスニした」も世界						

法人における事後点検の結果講ずることとした措置

・価格面だけでなく、類似業務の受託実績も豊富であり、組織的な知見も多く有するが、帯広では受託実績がない新規の団体も応札しやすいように、委託業務内容の見直しや委託業務の拡大も検討することとしたい。例えば、図書資料業務の取りやめや、開発教育展示について一般来訪者に説明する業務(地球案内人)の新規追加、中小企業海外展開事業における地元中小企業と来日研修員とのビジネスマッチング業務の新規追加などである。

契約監視委員会のコメント

法人格のない任意団体との契約となるが、公告には「登記されている法人であること」と記載されいる。質問票を受けて、要件を緩和・公表した上で、入札に至っているというプロセスは理解したが、例外扱いとできる基準など手続きについて問題ないか。

(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

本契約の公告時の質問での対応については問題ないが、予め公示の段階から例外的対応の条件について、明示していくことは望ましいと考える。一方、任意団体との契約において、責任体制の確認方法等は改めて確認・ 検討する。

本案件を審議した契約監視委員会の委員

法 人	名	独立行政法人国際協力機構				
案 件 番	号	52				
契 約 の 件 名 及 び	数 量	2017-2018年度JICA沖縄開発教育支援プログラム(生徒・児童向け)業務委託契約				
契 約 金	額	12, 946, 176円				
契 約 締 結	日	2017年4月3日				
契 約 期	間	2017年4月3日~2019年3月20日				
契約の相手方の商号又は	は 名 称 等	公益社団法人青年海外協力協会				
入 札 及 び 契 約	方 式	企画競争				
関心表明者数(資格申請者、説明会	参加者等)	1者				
公 告 期	間	16日間				
	一者応札・原					
改善項目	状況	具体的な取組内容				
①仕様書の見直し等	0	具体的なプログラム事例、年間を通じた校種別の割合等を例 示することでより分かりやすい仕様とした。				
②入札説明会の開催	×	仕様書案に対する意見招へい期間(2月2日—2月8日)を設けた。潜在的な応募機関(以前の公募時に参加意思表明した企業、沖縄県で実施する国際・教育事業に従事した企業、人材派遣企業等)に意見招聘へのコメント依頼及び応募勧奨を実施した。				
③業務等準備期間の十分な確保	×					
④公告期間の見直し	0	本公告期間の5日間延長				
⑤公告周知方法の改善	0	潜在的な応募者に対して、意見招聘、本公告双方について直 接周知を行った。				
⑥業者選定方式の見直し	0	総合評価落札方式から企画競争に変更(応募業者に企画の自 由度を与えてより参加しやすい条件にした)。				
⑦業者等からの聴き取り	0	潜在的な応募者に対して、意見招聘時のコメント依頼、応募 勧奨、参加しなかった理由について直接ヒアリングを行っ た。				
⑧事前の応募勧奨	0	潜在的な応募者に対して、意見招聘、本公告双方について直 接周知を行った。				
⑨過去の契約監視員会での指摘事項 (関心がある方がいた場合に、事業内容 をより理解しやすいようにわかりやすく する。)	0	具体的なプログラム事例、年間を通じた校種別の割合等を例 示することでより分かりやすい仕様とした。				
オーにかけて東後占於の姓用謙ヂでことにした世界						

法人における事後点検の結果講ずることとした措置

仕様書案に対する意見招聘、(今回5日間延長と同様の)公告期間の確保、具体的なプログラム事例の提示、県内潜在 的関心企業(留学、キャリアパスセミナー等実施機関、人材派遣会社)への応募勧奨等。

契約監視委員会のコメント

上記措置の通り了承した。

(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

法人における事後点検の結果講ずることとした措置のとおり。

本案件を審議した契約監視委員会の委員

名	独立行政法人国際協力機構				
号	53				
数 量	2017-2018年度JICA沖縄開発教育支援プログラム(教員向け) 業務委託契約				
額	10, 920, 946円				
i B	2017年4月6日				
間	2017年4月6日~2019年3月20日				
ま 名 称 等	特定非営利活動法人 沖縄NGOセンター				
方 式	企画競争				
参加者等)	1者				
間	16日間				
一者応札・	- 応募の改善取組内容				
状況	具体的な取組内容				
0	具体的なプログラム事例、年間を通じた校種別の割合等を例 示することでより分かりやすい仕様とした。				
×	仕様書案に対する意見招へい期間(2月2日—2月8日)を設けた。潜在的な応募機関(以前の公募時に参加意思表明した企業、沖縄県で実施する国際・教育事業に従事した企業、人材派遣企業等に意見招聘へのコメント依頼及び応募勧奨を実施した。				
×					
0	本公告期間の5日間延長				
0	潜在的な応募者に対して、意見招聘、本公告双方について直 接周知を行った。				
0	総合評価落札方式から企画競争に変更(応募業者に企画の自 由度を与えてより参加しやすい条件にした)。				
0	潜在的な応募者に対して、意見招聘時のコメント依頼、応募 勧奨、参加しなかった理由について直接ヒアリングを行っ た。				
0	潜在的な応募者(県事業、留学関連支援セミナー、キャリア パスセミナー実施団体、人材派遣企業)に対して、意見招 聘、本公告双方について直接周知を行った。				
法人における事後点検の結果講ずることとした措置 仕様書案に対する意見招聘、(今回5日間延長と同様の)公告期間の確保、具体的なプログラム事例の提示、県内潜					
在的関心企業(留学、キャリアパスセミナー等実施機関、人材派遣会社)への応募勧奨等。 契約監視委員会のコメント					
大小山田代	女尺女ソコグノー				
トに対して謙・					
とした措置の					
	号量額日間等式)間・ 数日間等式)間・ おおおおいます 本ま契約 は様間等式)間・				

本案件を審議した契約監視委員会の委員

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概 要
(1)契約件名	2017-2021 年度 JICA 海外拠点の公用車自動車保険加入契
	約(1年次)
(2)契約金額	2, 097, 550 円
(3)履行期間	2017年4月1日~2018年4月1日
(4)契約相手名称	東京海上日動火災保険株式会社
(5)担当部署	管理部管理課

《参加意思確認公募となった理由》

海外で保有する自動車に対し、自動車保険契約を本邦で契約できる保険会社は 契約相手方以外に見つけることができなかったため、参加意思確認公募を行った。

2. 背景 - 経緯

海外で保有している公用車の自動車保険の加入は、現地の保険会社に加入することで対応しているが、アフガニスタン、イラク、シエラレオネ、リベリアの4カ国においては、現地に適当な保険会社が存在しないため、本邦にて自動車保険に加入する必要があった。

そのため、本邦において、海外にある自動車保険契約を行う業者と契約する必要が生じた。

3. 業務内容

- (1) 保険期間:2017年4月1日 午後4時から2018年4月1日 午後4時まで (※2017年度~2021年度までの契約期間とするが、保険期間は通常1年間であ るため、毎年度の保険契約とした。)
- (2) 保険種目:自動車保険
- (3) 保険対象:日本国外において JICA が所有する自動車のうち、現地に適当な保険 会社がない 4 か国を対象に、計 58 台
- (4) 保険内容:対人賠償責任保険(1名あたりの保険金額:4,000万円) 対物賠償責任保険(1事故あたりの保険金額:500万円) 搭乗者傷害保険(1名あたりの保険金額:1,000万円)

4. 参加意思確認公募にて調達した理由

(1) 日本国内の自動車保険は、通常、国内にある車両を対象に契約がなされており、海外の自動車保険は取り扱っていない。

- (2) 過去に応札勧奨を数社の業者に行ったが、関心を示されず、応札がなかった。
- (3) 契約相手方である東京海上日動火災保険株式会社は、特別に JICA のためだけ に海外の自動車保険を取り扱っている。
- (4)2017 年度の契約手続きにあたり、再度他 5 社の自動車保険会社に確認したが、 海外で使用する自動車保険は対象外との回答であった。
- (5) 海外かつ治安が不安定な国の自動車保険を同様に取り扱う業者は、契約相手方の他に日本国内にはほぼないことが判明している。
- (6) 従って、参加意思確認公募にて、他に契約可能な会社がないか確認する形をとった。

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概 要
(1)契約件名	アフリカ地域「アフリカの若者のための産業人材育成イ
	ニシアティブ(ABE イニシアティブ)『修士課程およびイ
	ンターンシップ』プログラム」実施支援業務(追加分)
	業務実施契約
(2)契約金額	478,758,600 円
(3)履行期間	2017年4月5日~2022年11月15日
(4)契約相手名称	一般財団法人日本国際協力センター
(5)担当部署	人間開発部高等教育・社会保障グループ高等・技術教育
	チーム

《参加意思確認公募となった理由》

TICADV の公約事業である「ABE イニシアティブ『修士課程およびインターンシップ』プログラム」は、2014 年度から 2017 年度に来日(受入れ)するアフリカの若者が対象であったが、2016 年に開催された TICADVI において、2018 年度の受入れまで継続することが表明された。一般財団法人日本国際協力センターは、2014 年 2 月に同プログラムの業務支援にかかる業務実施契約を締結し、これまで当該プログラム対象留学生の募集・選考、来日中の研修管理、各種イベント開催、帰国手続き、帰国後フォロー等を実施しており、TICADVI で追加された 2018 年度に受入れ予定の留学生についても、継続して業務支援を行うことが望ましい。

2. 背景 • 経緯

2013 年の第 5 回アフリカ開発会議(TICAD V)において、日本政府より「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ(African Business Education Initiative for the Youth。以下、ABE イニシアティブ)」の実施が表明され、5 年間で 1000 人のアフリカの若者に対し、日本の大学院等での教育と日本企業でのインターンシップの機会を提供するとした。その内、JICA は 2014 年から 2017 年までの 4 年にわたり留学生を受入れる「修士課程およびインターンシップ」プログラムを実施することになり、2013 年 12 月、当該プログラムの活動実施を支援する業務実施契約を一般競争入札で公示、一般財団法人日本国際協力センターが落札した。

その後、2016 年に開催された TICAD VI において、上記プログラムによる受入れを 2018 年度まで継続することが日本政府により表明されたことを受け 2018 年度の受入れ分にかかる追加の業務の実施を参加意思確認公募により調達することとした。

3. 業務内容

· 全体·国別運営委員会運営支援

- ・ 受入大学募集・調整支援
- 研修員募集・選考準備
- 募集・選考の実施、受入研修員の確定支援
- 研修員受入調整
- ・ 来日プログラムの実施(初歩的日本語教育、企業見学マッチング含む)
- ・ 来日中モニタリング、トラブル対応、大学・企業との調整
- 見学・インターンシップ企業募集・調整支援
- 企業インターンマッチング・実施
- ・ 合同プログラム企画立案・実施
- ・ 特別プログラム・実施支援
- 成果取りまとめ
- 研修員帰国後のフォローアップ

4. 参加意思確認公募にて調達した理由

一般財団法人日本国際協力センターは、多岐にわたる研修事業運営および業務支援の実施実績があり、アフガニスタン国未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト・フェーズ1(2011-2019 年)およびフェーズ2(2016-2025 年)、ならびに本事業にかかる当初の2014年から4年にわたる受入の支援業務(ABE イニシアティブ「修士課程及びインターンシップ」プログラム第1バッチ~第4バッチ(2014-2021年)を受託しており、本プログラムの背景・経緯を熟知しているため、第5バッチに対する各種プログラムについても他バッチと同様に計画・実施することができる。また、既に研修員の受入れ大学及びインターンシップ受入れ企業と密な関係性を構築しており、留学生の募集・選考や来日中の対応、およびインターンシップ手続き等を円滑に行うことが可能であることから、本件業務を適切に実施する要件を整えていると判断した。

さらに、第5バッチ来日中にはインターンシップ、合同プログラム等、既に来日済 みの第4バッチ以前の留学生と合同で実施する多くのイベントを調整する必要があり、追加分である本件業務実施契約相手先は、現在契約締結中の業務実施機関である ことが望ましいと判断し、参加意思確認公募とした。

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概 要
(1)契約件名	2017 年度 JICA 北海道 (帯広) 地域連携アドバイザーに
	係る業務委託契約
(2)契約金額	2,041,632 円
(3)履行期間	2017年4月14日~2018年3月30日
(4)契約相手名称	個人
(5)担当部署	北海道国際センター(帯広)道東業務課

《参加意思確認公募となった理由》

人事異動等により地域との継続的な関係構築や知見の蓄積が困難な JICA 帯広が、 地域の多様な主体との関係を強化し、国際協力を地域振興に活用するためには、地域 への継続的な働きかけを行うことができ、橋渡し役を担う人材が必要である。

特定者は、帯広畜産大学元学長、地元の公益財団法人現理事長であり、産官学をつなぐことができる幅広いネットワークを持つ人材。長期にわたり JICA および国際協力事業と大学の連携強化に尽力してきた背景も踏まえ、適切に業務を実施しうる要件を備えていると評価した。

帯広センターでは特定者以外に適切に業務が遂行できる人材が想定できなかった ため参加意思確認公募とした。

2. 背景 • 経緯

平成29年度JICA中期目標には、地方自治体、大学等との連携による地域活性化への貢献が謳われているものの、人事異動等によるJICA側の人の入れ替えが激しく、地域との継続的な関係構築や知見の蓄積は困難な状況にある。JICAが地域の多様な主体との関係を強化するとともに、国際協力が地域振興に活用されるためには、地方自治体、大学をはじめとした地域への継続的な働きかけを行う、橋渡し役を担う人材が必要である。

帯広センターの所管地域は広く(関東とほぼ同じ)、冬場を含めてアクセスが困難、 人口減少と高齢化の問題が顕著で、過疎化に向けた動きも加速している。地方の拠点 としては、アクセス不便な地域からの情報収集を効率的に実施し、過疎化に対する問 題意識を持った地元にきめの細かい対応が求められていたところ、地域事情に精通し ている個人(帯広畜産大学元学長・地元の公益財団法人現理事長)に地域連携アドバ イザーとして JICA と地域との結節点の役割を依頼した。

3. 業務内容

・自治体、大学、企業等の産官学連携による地域振興策に関する関連情報収集

- ・産官学連携による地域振興、企業支援、人材育成事業等における国際協力の活用に 関する JICA への提案
- ・地域に向けた JICA の広報のあり方や主催セミナー、イベント等の企画への助言
- ・途上国の開発課題解決に有益な地域の有望技術及び事業アイデアの発掘
- ・自治体、大学、企業等からの JICA との連携や国際協力の活用に係る照会・相談に 係る対応支援

4. 参加意思確認公募にて調達した理由

当該業務の遂行には、「地域の産業・文化に明るく、各界に人脈を有すること」が 必要不可欠である。

特定者は、帯広畜産大学元学長、地元の公益財団法人現理事長であり、産官学をつなぐ幅広いネットワークを持つことに加え、1995 年帯広畜産大学教授就任以降、学内の国際協力推進体制の強化だけでなく、2005 年には JICA との包括連携協定を締結(大学初の協定→現在 17 大学)、SATREPS の実施、青年海外協力隊の派遣、草の根協力事業、研修員受入(累積 550 名以上)などに取り組み、同学と JICA の連携強化に尽力してきた経緯があり、JICA および国際協力事業に対する理解度が高く、効果的に業務を実施しうる要件を備えた人材である。

帯広センターでは特定者以外に適切に業務が遂行できる人材が想定できなかったため参加意思確認公募とした。

以上

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概 要
(1)契約件名	2017 年度~2019 年度 農業機械分野研修補助業務委託契
	約
(2)契約金額	42, 120, 000 円(うち消費税額等:3, 120, 000 円)
(3)履行期間	2017年4月3日から2020年3月31日まで
(4)契約相手名称	株式会社川上農場
(5)担当部署	筑波国際センター

《参加意思確認公募となった理由》

- 2016 年度から圃場管理契約から農業機械研修関連業務を切り分けて委託業者の 複数者応札を試みたものの、結果は1者応札であった。
- このため、一者応札の理由を分析したが、当該業務をサービス提供できるのは 川上農場以外なく同社を特定者とする参加意思確認公募を実施することとした。

2. 背景 経緯

- (1) 当センターの農業研修は、1960年代から稲作、農業機具、灌漑、野菜の4分野を中心に実施されていた時代までさかのぼる。
- (2) 開発途上国のニーズや農業分野の発展とともに研修コースは増加しており、理論と実験・実習による研修効果は帰国研修員からも高く評価されている。
- (3)研修効果を高めるため、研修コースごとの目的に応じて作目や品種、栽培条件を変え、研修内容に合わせた圃場の準備(例:施肥、耕耘、代掻き、除草等)や施設設備の管理(例:苗作り、施設の日常運転チェックなど)等を行っている。
- (4) 現在も作付けから収穫まで長期にわたる稲作、灌漑、農業機械、野菜分野コース及び短期の研修コースも交えて、圃場や施設・機材を活用して実験や実習を実施している。
- (5) 開発途上国でも農業機械化を促進しているが、施策を実施する上で基本的な農業機械の構造、機能について十分に理解がないなどの課題が多いため、一般的な農業機械の構造理解のための理論と解体、組立による実技を通じ能力向上を図るとともに農機具の安全な運転・操作、維持管理方法を習得することが求められている。

3. 業務内容

- (1) 工作機械の操作補助
- (2) 農業機械の操作補助
- (3) 施設、機械、器具、資材の管理
- (4) 施設の管理
- (5) 栽培管理
- (6) 付帯的な業務

- ① 予備実験用の実験器具・部品の製作、機具の簡易修繕
- ② 工作機械、農業機械、農具を利用した個別作業
- ③ 点検・訓練
- 4 その他
 - i 研修の過程で生じた農業生産物の出荷
 - ii 上記研修業務等に伴い発生する産業廃棄物の対応等

(7) 全体調整関連業務

- ① 上記補助業務に係る年間実施計画の作成、作業実施に係る定期的な見直し
- ② 農薬、肥料、燃料等資材の使用実績及び在庫管理報告 (毎月)の提出
- ③ 農業機械関連研修コースの進捗確認会議への出席

4. 参加意思確認公募にて調達した理由

- (1)2015年度までは株式会社川上農場(以下、川上農場)とJICA筑波の施設や圃場を用いた農業分野研修の圃場管理や農作業補助業務について「研修事業に係る圃場管理及び農業研修支援等業務委託契約(以下圃場管理契約))を締結。
- (2)2016年度に新たに当該業務の受託者を調達するにあたり、当該業務は広範にわたるため、川上農場による一者応札が想定された。
- (3) このため、2016年度から圃場管理契約から農業機械研修関連業務を切り分けて委託業者の複数者応札を試みた。
- (4)意見招請をJICAのウェブサイト及び日本工業経済新聞社(茨城県版)に掲載、プレ公告、公告と入札説明書配布をJICAのウェブサイトに加え日本工業経済新聞社(茨城県版)に掲載、周知を実施するも結果は、株式会社川上農場の一者応札であった。 (5)契約切り分けから公告まで競争参入機会を増やす工夫をしたにもかかわらず川上農場の一者応札となった理由を以下の通り分析。
 - ①農業機械を利用する場である実験圃場や研修用の作物栽培の管理まで一体 的に実施する必要があるが、農業機械運転維持管理業界で対応可能なところ がない。
 - ②研修を実施していない時期においても次期研修のためのモデル部品の試作 や農業機械、器具類の整理・整備があり、通年でJICA筑波に常駐する必要が あるが、一般的に家族経営レベルがほとんどであり、本来業務とは別にJICA 筑波の業務受託を受けるだけ人員を要していない。
- (6) 県内(又は国内)に当該業務を事業としてサービス提供を行っている企業は、川上農場を除くとほとんど存在しない可能性を確認する結果となった。
- (7) このため、農業機械分野研修補助業務委託契約(2017年度~2019年度)を行うに当たっては、川上農場を特定者として随意契約を行うことも考えられるが、必ずしも「他に代えることのできない唯一の者」とまでは断定できないことから、「参加意思を確認するための公募の手続きについて(通知)」(2016年2月18日通知(PR)第2-18005号)に基づき、川上農場を特定者とする参加意思確認公募を行うこととした。

2017 年 12 月 11 日 契約監視委員会事務局

2017 年度上半期契約実績

1. 競争性のない随意契約

	通期実績			
	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
件数	17. 8%	18. 1%	18. 9%	21. 2%
计数	(669件)	(680件)	(694件)	(821 件)
金額	17. 1%	7. 7%	8. 0%	8. 6%
並領	(209 億円)	(97 億円)	(104 億円)	(138 億円)

上半期実績 (暫定値)		
2016 年度	2017 年度	
23.0%	23. 2%	
(484 件)	(470件)	
9. 7%	9. 3%	
(69 億円)	(69 億円)	

① 2017 年度上半期における競争性のない随意契約件数の全体契約に占める割合は、前年度同期比で件数及び金額ともに横ばい(件数+0.2pt、金額-0.4pt)であり、引き続き、契約適正化の観点から運用状況のモニタリング・点検を実施していく。

2. 一者応札・応募

	通期実績			
	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
件数	28. 8%	27.6%	29. 4%	29. 9%
	(713 件)	(659件)	(679 件)	(727 件)
金額	37. 9%	42. 4%	44. 6%	56. 4%
	(302 億円)	(385 億円)	(442 億円)	(691 億円)

上半期実績(暫定値)		
2016 年度	2017 年度	
31. 9%	32. 6%	
(374件)	(364件)	
44. 4%	54. 4%	
(217 億円)	(264 億円)	

- ① 競争性のある契約における一者応札・応募の割合は、前年度同期比で件数、金額ともに増加している(件数+0.7pt、金額+10.0pt)。これは、前年度同様、調達種別金額上位2種であるコンサルタント等契約(件数+2.3pt、金額+7.6pt)及び各種業務委託契約(件数+5.6pt、金額+2.1pt)が増加したことに加え、金額については、コンサルタント等契約およびシステム関連(開発・運用・保守)契約(件数+5.6pt,金額+13.9pt)が主な要因となっている。なお、一者応札・応募件数364件のうち、大部分を占めるのは、前年度同様コンサルタント等契約(40.1%(146件))及び研修委託契約(32.4%(118件))である。
- ② コンサルタント等契約について、一者応募率は、公示時期の平準化等の各種対策 効果定着によりここ数年連続で減少傾向だったものが、昨年度より前年度同期比で増加している。これは、依然として、質の高いインフラ輸出等の政府方針に迅速に対応するため、今年度上半期に、左記対策を十分に講じることのできなかった大型案件が集中したこと、また、5年間を超える長期新規案件2件も含まれ、契約金額が高額となっていることが要因と考えられる。
- ③ システム関連(開発・運用・保守)契約については、機構内「業務主管システム 最適化方針」に基づいた各業務主要システム更改に伴い、設計・開発に係る2件 の高額な契約が、一者応札となったことが要因と考えられる。